平成24年度定期防衛監察の結果について

平成25年8月7日

防衛省防衛監察本部

【目 次】

第	1	£	≧般		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			1
第	2	7	、札	談	合	防	止																										
	1	相	既要	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	-	•		1
	2	Ē	左察	の	基	本	的	考	え	方			•	•		•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	3	Ē	 套察	の	実	施	方	法			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
		(1)	ア	゚ン	ケ	_	۲		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
		(2)	実	地	監	察		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	4	Ē	 套察	の	結	果		•	•	-	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
		(1)	入	、札	談	合	防	止	に	向	け	た	施	策	の	実	施	状	況	等		•	•	•		•	•	•	•	•	•		2
		(2)	教	育	の	実	施	状	況	及	び	法	令	等	の	理	解	度		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	1	3
		(3)	入	、札	談	合	の	防	止	に	対	す	る	職	員	の	意	識					•		•				•		•	1	4
		(4)	年	度	末	の	予	算	執	行		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	-	•	1	5
	5	₹	女善	策		•	•	•	•	•	-	•	-		•	•		-	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	-		1	5
		(1)	7	±I	雲火	_	R₩	ıĿ	ı-	占	1+	+_	拡	生	笙	ı-	~		7			_	_	_								1	6

		(2)	法	令	等	の	理	解	•	教	育	の	充	実	及	び	入	札	談	合	の	防	止	に	対	す	る	知	識	及	び		
			意	識	の	向	上		•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
		(3))	年	度	末	の	予	算	執	行		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	O
	6		そ	တ	他		•	•	•	-	•	•	•	-		•		•	-	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	0
第	3	į	法	令	遵	守	の :	意	識	-]	態	勢																						
	1	;	概	要		-		•	•		•	•			•	•	•	•	-	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	2	!	監	察	の	概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	1
		(1))	基	本	的	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2	1
		(2))	実	地	監	察	の	概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	1
	3	ļ	監	察	の	結	果		•		•	•	•	•	•	•	•			-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
		(1))	各	機	関	等	に	共	通	す	る	事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
		(2)	陸	上	自	衛	隊		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	3	3
		(3))	海	上	自	衛	隊		•				•		•			•						•	•	•				•	•	3	7
		(4))	航	空	自	衛	隊		•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
		(5))	情	報	本	部																•				•		•			•	3	9
		(6))	技	術	研	究	本	部		•	•	•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
		(7))	地	方	防	衛	局	等				•			•					•	•					•				•		4	0

	4		今	後	の	予	定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	2
第	4		個	人	情	報	保	護	တ:	状	況																							
	1		概	要		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
	2		監	察	の	概	要		•	•	•	•	•	•		•		•			•		•	•	•	•	•	•	•	•			4	3
		(1)	基	本	的	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•		•		•	4	3
		(2	2)	実	地	監	察	の	概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
	3		監	察	の	結	果		•	•	•	•	•	•	•	•			-	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		4	3
		(1)	全	般		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
		(2	:)	各	機	関	等	に	お	け	る	個	人	情	報	保	護	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
	4		今	後	の	予	定		•	•	•	•		•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		4	5
第	5		情	報	漏	え	い	等	の :	未	然	防」	Ŀ																					
	1		概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
	2		監	察	の	概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	6
		(1)	基	本	的	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
		(2	()	実	地	監	察	の	概	要		•	•	•	•	•		•	•					•		•		•		•			4	6

;	3	,	監	察	の	結	果		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
		(1))	過	去	の	事	案	を	教	訓	ح	L	た	再	発	防	止	の	取	組	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
		(2)	大	臣	指	示	を	受	け	た	対	応		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
		(3))	関	連	規	則	の	遵	उं	状	況		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	7
		(4)	そ	の	他		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	4	8
	4		今	後	の	予	定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
別系	纸:	第	1		ア	ン	ケ	_	۲	実	施	対	象	機	関	等	(入	札	談	合	防	止)		•	•		•	•	•		4	9
別紀	纸:	第	2		ア	ン	ケ	_	۲	結	果	の	概	要	(入	札	談	合	防	止)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	0
別糺	纸:	第	3		実	地	監	察	の	対	象	機	関	等	(入	札	談	合	防	止)	(픽	卢原	t 2	2 2	: 年	F度	則	人民	≩)	•	5	2
別系	纸!	第	4		実 状			察	ທ:	対 •	象.	機	関: •	等 •	(;	法 ·	令:	遵 '	守(•	の ī •	意: •	哉	- f	追	势、 •	個 -	ョノ •	、信	· •	设 •	R 諺		5	3
別系	纸	第	5		実	地	監	察	の	対	象	機	関	等	(1	情:	報	漏	えし	いる	等(カ i	未名	然风	方ュ	L)		•					5	5

第1 全般

この報告は、防衛大臣の命を受け、平成24年度に実施した「入札談合防止」、「法令遵守の意識・態勢」、「個人情報保護の状況」及び「情報漏えい等の未然防止」に係る定期防衛監察の結果を取りまとめたものである。

第2 入札談合防止

1 概要

平成24年度は、装備品等及び役務の地方調達並びに建設工事及びこれに 伴う設計業務等の技術業務を対象として監察を行った。

2 監察の基本的考え方

平成24年度は、以下の観点から監察を行った。

- 入札談合防止を目的とした施策の実施状況
 - ① 平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大 臣指示(平成21年12月21日防衛大臣指示第6号。以下「平成21 年度防衛大臣指示」という。)に基づく施策の実施状況
 - ② 平成22年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大 臣指示(平成23年11月21日防衛大臣指示第6号。以下「平成23 年度防衛大臣指示」という。)に基づく施策の実施状況
 - ③ 航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案 (以下「第1補給処事案」という。)を受けて平成22年12月14日 に公表された報告書に記載された改善措置に基づく施策の実施状況
 - ④ その他入札談合防止に向けた施策の実施状況
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。)等の法令の遵守状況

3 監察の実施方法

(1) アンケート

- ア 対象機関等及び回答者数 別紙第1のとおりである(総回答者数 1,597名)。
- イ 結果 別紙第2のとおりである。

(2) 実地監察

ア 対象機関等 別紙第3のとおりである。

イ 内容

調達等関係職員との面談及び契約関係書類の調査を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は50日、面談相手の延べ人数は250名である。

4 監察の結果

(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

- ア 競争性の拡大
 - (ア) 競争性の拡大状況
 - a 競争性のある契約方式

一般競争契約、公募を行った上での指名競争契約等、競争性のある契約方式の割合について調査を行った結果、約6割の対象機関等において、競争性のある契約方式による契約金額の割合が85パーセントを超えていた。しかし、その割合が50パーセント台と低迷している対象機関等も一部に存在した。

競争性のある契約方式によらず契約した案件の中には、法令により契約の相手方が定められている案件、緊急調達の案件等、随意契約によるほかない案件もある一方で、一般競争入札に付すことができる市販品の少額随意契約(以下「少額随契」という。)も多数認められることから、競争性のある契約方式を更に拡大する余地がある。

b 一者応札、一者応募

競争性のある契約方式が採用された案件であっても、入札又は公募に応じた者が一者しかおらず(以下、入札又は公募に応じた者が一者の案件を「一者応札等」という。)、結果として競争が生じなかった案件が数多く見受けられた。中には、一般競争入札に付した案件のうち、約2割が一者応札となっている対象機関等もあった。

一者応札等となった案件の多くは、防衛装備品の定期検査、特殊な試験装置の調達等、特定の業者の応札しか見込まれないにもかかわらず、新規参入を期待して公募や一般競争入札を行っている案件であった。しかし、中には複数の業者が応札可能と思われる汎用品の調達案件もあったことから、このような案件については、業者に参入を促すことにより、競争性を更に拡大する余地がある。

- (イ) 競争性拡大のための施策の実施状況
 - a 競争性のある契約方式拡大のための施策

対象機関等の多くは、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)により、少額随契が許されてい

る160万円以下の案件についても一般競争入札を行っていた。中には、原則全ての契約について一般競争入札を行っている対象機関等もあった。

また、一部の対象機関等は、少額随契の案件を取りまとめて一般 競争入札を行い、競争性の拡大に努めていた。

もっとも、複数の案件をまとめると、その中に一部の業者しか事 実上応札できない品目があった場合に、かえって競争性を阻害する ことにもなりかねないが、ある対象機関等は、入札公告に先立ち、 4半期ごとに調達要求品目を公表し、応札可能な業者を品目ごとに 調査した上、多くの業者が応札できるように工夫して調達品目を取 りまとめていた。

他方、要求月日が近接している同種品目についてすら取りまとめずに少額随契を行っている対象機関等も一部に認められた。

このように、競争性のある契約方式を拡大するための施策については、対象機関等によりばらつきが大きい状況にあった。

なお、調達要求部署が五月雨式に調達要求を行っているため、契約部署が取りまとめに苦慮している状況が幾つかの対象機関等において見受けられたことから、更なる改善のためには調達要求部署の協力が不可欠である。

- b 一者応札等を減らすための施策
 - (a) 一者応札等の原因分析

対象機関等の多くは、一者応札等の原因を全く分析していなかった。

一者応札等の原因分析については、平成22年度定期防衛監察の結果について(以下「平成22年度報告」という。)及び平成23年度定期防衛監察の結果について(以下「平成23年度報告」という。)において、その必要性を提言したが、多くの対象機関等では、改善が見られなかった。

他方、一部に一者応札等となった案件について、その原因を分析している対象機関等も存在し、中には、審査会を開催して原因分析の結果を更に検討していた対象機関等もあったものの、一者応札等の原因分析を踏まえ、その原因を取り除くための施策を講じていた対象機関等は見当たらなかった。

一者応札等の削減という目的達成のためには、その原因を解明 し、原因を取り除くことが最も効果的であるが、そのような作業 をすることなく、公告等を掲示する場所の拡大、公告等の期間の 延長等を漫然と行っても十分な効果は得られない可能性がある。

(b) 公告等を掲示する場所の拡大

約半数の対象機関等は、入札や公募(以下「入札等」という。)に参加する業者を増やすため、公告や公示(以下「公告等」という。)場所を地元商工会議所、近傍の駐屯地・基地等に拡大していた。中には、業界新聞に公告等を掲載している対象機関等もあった。

一方、約半数の対象機関等は、庁舎の掲示板やホームページに 掲示するにとどまっていた。

(c) 公告等の期間の延長

ほとんどの対象機関等は、公告の期間を2週間以上確保する、 公募を通年で行うなどして、公告等の期間の延長に努めていたが、 予決令どおりの公告期間しか設けていない対象機関等も一部に あった。

なお、調達要求部署が調達を要する時期が差し迫ってから要求 を行うため、公告期間を十分確保することができない状況が幾つ かの対象機関等において見受けられたことから、公告等の期間延 長のためには調達要求部署の協力が不可欠である。

(d) 新規業者の開拓等

平成23年度報告において、新規業者の開拓等の必要性について指摘した。

平成24年度の監察では、新規業者を開拓するため、契約の流れ・手続等を分かりやすく解説した手引書をホームページに掲載する、インターネットを利用して探した業者に入札参加を促すなど、新規業者の開拓のための取組を行っている対象機関等が幾つかあったものの、ほとんどの対象機関等では、依然としてこうした取組を行っていなかった。また、ほとんどの対象機関では、入札参加資格や公募の条件の緩和、仕様書の見直し等も行っていなかった。

(ウ) 小括

対象機関等の多くは、少額随契を取りまとめて一般競争入札に付し、 公告場所や期間を拡大するなどして競争性の拡大に努めていた。

なお、競争性拡大のためには、調達要求部署の協力が不可欠であるが、調達要求部署の隊員の中には、競争性拡大の必要性を十分理解していない者がいるため、五月雨式の要求、時間的余裕のない要求が行われ、競争性の拡大が阻害されている状況も一部に認められた。

また、一者応札の原因分析や新規業者の開拓は総じて低調であった。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 予定価格の算定と契約の分離

幾つかの対象機関等は、予定価格の算定と契約方法の決定や入札等の契約事務を別の課又は担当者に行わせていたが、これらの業務を同一の隊員が担当している対象機関等も多く存在した。

隊員の人数が限られており、複数の隊員を配置することが困難な事情もうかがわれたが、これらの業務が兼務されると、入札が不調とならないよう、予定価格を不適切に高く設定したり、契約の担当者が業者に予定価格を教えたりすることが可能となるため、望ましくない。

(4) 指名随契審查会等

対象機関等は、指名競争入札や随意契約を行おうとする案件について、契約方法や契約相手方の適否、仕様書等の適否の検討を目的とする指名随契審査会等の審査会を設けていた。

しかし、対象機関等の中には、審査会を開催せず、持ち回りにより 審査を実施しており、委員が意見を出した形跡もないなど、審査会が 形骸化しているところもあった。

また、審査会を開催している対象機関等においても、平成22年度報告及び平成23年度報告において、議事録作成の必要性について指摘したにもかかわらず、依然として議事録が作成されていなかったり、議事録の内容が簡潔すぎるなどして、事後的に審査結果の妥当性を検証することができない状況が一部に見受けられた。

審査会が実質的に機能しないと、競争性のない契約方式が安易に採用されたり、競争性を阻害する仕様書がそのまま使用されたりするおそれがあることから、そのような状況は好ましくない。

(ウ) 仕様書等の点検体制及び点検状況

a 調達要求部署における点検

入札状況に係る報告等に関する措置について(経装第6187号。 23.5.17)によれば、調達要求部署は、一定の要件を満たす 案件について「物品・役務等調達関係チェックシート(調達要求部 署用)」を用いて点検を行うこととされている。

多くの対象機関等の調達要求部署は、上記通知どおり点検を行っていたが、幾つかの対象機関等では、上記通知の不知から、上記 チェックシートによる仕様書の点検が行われていなかった。

b 契約部署における点検

ほとんどの対象機関等の契約部署は、誤字・脱字等、文書表現上の誤りのみ点検しており、入札談合防止及び競争性拡大の観点からの点検を行っていなかった。

なお、上記通達によれば、契約部署は、一定の要件を満たす案件

について「物品・役務等調達関係チェックシート(予定価格算定・契約部署用)」に従い点検を行うこととされているが、同チェックシートには仕様書に関する点検項目がないため、同チェックシートを用いても競争性の拡大にはつながらない状況にあった。

c 点検体制の機能状況

機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について(経装第14440号。22.11.22)によれば、カタログ製品名は、複数記載し、カタログ製品名の後に「又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)」と記載しなければならないが、一部の対象機関等では、仕様書にカタログ製品名を1種類しか記載していなかった。

また、上記通知の趣旨からすれば、調達要求書の規格欄の記載を もって仕様書に代える場合であっても、複数のカタログ製品名を記 載すべきであるが、多くの対象機関等では、カタログ製品名を1種 類しか記載していなかった。

さらに、特定の製品名をカタログ仕様書や、カタログ仕様書の代わりとなる調達要求書の規格欄(以下「カタログ仕様書等」という。)に記載する必要がある場合は、その理由を記載した製品指定理由書を作成しなければならないが、一部の対象機関等では、これを作成せずに、特定の製品名をこれらの書類に記載していた。

これらの項目については、「物品・役務等調達関係チェックシート」の点検項目であるが、同チェックシートを利用して点検が行われていた対象機関等においても上記問題が散見された。

さらに、ある対象機関等では、同等品が市場に多く存在している にもかかわらず、機能・性能及び価格に開きがあり、同等品とは言 い難い製品を同等品として記載しているカタログ仕様書があった。

また、ある対象機関等においては、記入漏れがある「物品・役務 等調達関係チェックシート」があった。

このように、一部の対象機関等においては、カタログ仕様書等の記載に問題があるにもかかわらず、それらが是正されていなかったことからすれば、仕様書等の点検体制が十分機能していない機関等があるおそれがある。

d 仕様書等のホームページ掲載

防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について(経装第6189号。23.5.17)によれば、競争性の拡大及び公正性・透明性の向上を図るため、入札公告をホームページに掲載する際に併せて仕様書等をホームページに掲載するよう努めることとされている。

対象機関等の多くは、仕様書等をホームページに掲載していたが、 不開示情報を含まないにもかかわらず、掲載していない対象機関等 も幾つかあった。

e 仕様書の配布

ある対象機関等は、仕様書を交付する際、一覧表に業者名等を記載させていたが、業者は、その表に記入する際、仕様書を受領した他の業者を知ることができるため、入札談合防止の観点からは問題がある。

(エ) 3年以上配置替え等のない調達等関係職員

調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について(防人1第262号。14.1.17)によれば、業者との癒着防止のため、調達等関係職員については3年未満で配置替え又は補職替え(以下「配置替え等」という。)しなければならないとされており、対象機関等の多くは、隊員の配置替え等を適切に行っていた。

しかし、一部の対象機関等では、調達等関係職員の範囲を誤って解 釈していたり、隊員の補職期間を把握していなかったなどの理由から、 配置替え等が適切に行われていなかった。

(オ) 医療機器の借用に関する審査体制

ある対象機関等では、試用のため業者から医療機器を無償借用する に当たって、その適否に関する審査が行われているものの、その記録 が残されておらず、借受けの適正性について、事後的に検証すること ができない状況にあった。

このような状況は、特定の業者からの恣意的な医療機器の借受けを 可能とするものであり、将来予想される機器選定の公正性・透明性を 確保する観点からは望ましくない。

(カ) 会計監査機能

平成23年度会計監査項目の重点について(防経監第2175号。 23.3.3)及び平成24年度会計監査項目の重点について(防経 監第3001号。24.3.12)により定められた重点監査項目に 関し、ほとんどの対象機関等は、会計監査を適切に行っていたが、幾 つかの対象機関等は、研修、教育の強化等、一部の項目について、会 計監査を行っていなかった。

また、会計監査を行ったにもかかわらず、3年以上配置替え等されていない調達等関係職員が存在すること、「物品・役務等調達関係 チェックシート」が適切に作成されていないことを看過するなど、会 計監査が十分機能していないと思われる対象機関等が幾つか存在した。

(キ) 小括

3年未満での調達等関係職員の配置替え等や会計監査の実施については、多くの対象機関等において適切に行われていた一方、予定価格

の算定と契約事務の分離、指名随契審査会等の活用、仕様書の点検体 制等については、十分でない対象機関等が複数見受けられた。

なお、平成24年度の監察においては、不正防止に向けた組織体制 に不十分な点が多く認められた対象機関等ほど、他の項目においても 問題が多い傾向が見受けられ、このような体制の不備が他の項目にも 影響を及ぼしている可能性が否定できない。

ウ 業界関係者との対応

(7) 情報保全措置

多くの対象機関等において、調達等関係業務に従事している隊員らは、防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領について(防経装第8303号。19.8.30。以下「対応要領」という。)のとおり、会議室やパーティションにより区画された執務室内の面談場所等、情報保全上問題のない場所において業者対応を行っていた。

もっとも、幾つかの対象機関等においては、パーティションが設置 されていない、設置されているものの、角度によっては業者が執務室 内のパソコン画面をのぞくことができる状態にある、接触場所に業者 から見える状態で行政文書を保管しているなどの問題が見受けられた。

(イ) 接触状況

ほとんどの対象機関等は、対応要領のとおり、原則として複数の隊 員による業者対応を行っていた。

しかし、対応要領の不知、多忙等の理由から、単独で業者対応をしている例も一部に見受けられ、例えば、ある対象機関等においては、 監督・検査官が調達等関係職員に該当し、対応要領が適用されること を知らず、単独で業者対応をしていた隊員がいた。

また、対応要領によれば、簡易な内容確認を伴う書類等の受渡しを 行う場合等であって、やむを得ない事情がある場合には、職務上の上 級者の了解を得て単独で業者対応を行うことができるが、幾つかの対 象機関等では、対応要領の不知等により、上級者の了解なく単独対応 を行っていた。

(ウ) 防衛省の退職者の確認

対応要領によれば、隊員は、接触する業者が防衛省の退職者(以下「OB」という。)か否か確認しなければならないが、多くの対象機関等では、対応要領を知らない、OB確認に対する心理的な抵抗感があるなどという理由から、OB確認が十分に行われていなかった。

一方、幾つかの対象機関等は、来訪した業者に対し、来訪日時、来 訪目的、面会の相手方等を記入する用紙(以下「来訪記録簿」とい う。)にOB欄を設け、隊員が尋ねなくてもOB確認ができるよう工 夫していた。

なお、対応要領は、OBが不当な働きかけを行った場合の対応に万全を期す趣旨から、OB確認を実施し、業者がOBであれば、幹部相当の職員が同席することを要求しているが、このような対応は、業者に対し、OBであれば幹部による特別の待遇があるのではないかとのあらぬ疑いを生じさせるおそれがある。

(エ) 来訪記録簿等の作成

幾つかの対象機関等は、来訪した業者に対し、来訪記録簿への記入 を求め、業者との接触状況の記録化に努めていた。

しかし、数か月分の来訪記録簿を一緒につづっていたため、業者がこれを閲覧することにより、他の業者の出入りを容易に把握できる状況にあった対象機関等も存在した。

このような状況は、例えば、仕様書を配布する部署の来訪記録簿を 閲覧することにより、仕様書を受領した業者が特定できることとなり、 業者間の談合を容易にするおそれがあるため、適当でない。

(オ) 接触報告書

対応要領によれば、隊員は、法令等に違反する行為、職務上非公開とすべき情報の公開等の働きかけを受けた場合、接触報告書を作成することになっているが、これを理解していない者が複数いたことから、接触報告書が適切に作成されないおそれがある。

(カ) 対応要領の掲示

幾つかの対象機関等は、業者への注意喚起のため、隊員と接触できる場所が制限されていること、隊員との単独接触が禁止されていることなどを記載した文書を掲示していた。

(キ) 小括

情報保全措置や複数の隊員による業者対応については、一部を除いておおむね適切に行われていた一方、OB確認や接触報告書の作成については、知識の不足から、適切に行われていないことがうかがわれる状況にあった。

エ 契約事務手続の実施状況等

(7) 調達要求書等の保管

幾つかの対象機関等は、予定価格を推定できる調達要求書等を鍵のかかる書庫等に保管して漏えい防止に努めていたものの、多くの対象機関等では、調達要求書等を鍵がかからない書棚で保管する、調達要求関係のデータを課内の誰でも閲覧できる共有フォルダに保管するなど、不適切な保管が見受けられた。

(イ) 予定価格

a 予定価格の算定

対象機関等の多くは、予定価格を適正に算定していたものの、長年にわたって採用されてきた根拠不明の割引率を定価に掛けて予定価格を算定する、業者に見積りを提出させてそれをそのまま予定価格とするなど、業者が予定価格を容易に推測できるような方法を採っていた対象機関等もあった。

また、平成23年度報告において、改訂前の古い薬価を参考にした予定価格の算定が見受けられることを指摘したところであるが、 平成24年度の監察においても、幾つかの対象機関等において、最 新の薬価を確認せずに予定価格を算定している状況がうかがわれた。

b 予定価格等の取扱い

対象機関等の多くは、積算価格、計算価格等の予定価格を推定できる資料や予定価格(以下「予定価格等」という。)を鍵のかかる書庫等に保管し、予定価格等のデータについても担当者以外の隊員がアクセスできないようパスワードを設定して漏えい防止に努めていた。

しかし、予定価格調書を鍵のかからない棚で保管する、予定価格等のデータにパスワードを設定せずに共有フォルダに保存するなど、不適切な取扱いをしている対象機関等も一部に存在した。

パスワードにより保護されていない予定価格等のデータを共有フォルダに保管している問題点については、平成22年度以降、継続して指摘しているところであり、他の対象機関等においても同様の問題がある可能性が高い。

(ウ) 入札公告

ほとんどの対象機関等において、問題のある公告は認められなかったが、公告期間の起算日を誤り9日間しか公告期間を取っていない案件、公告に特定会社の製品名を記載している案件があった。

(エ) 入札説明会

業者を一堂に集めて入札説明会を開催することは、入札に参加を希望する業者が相互に分かってしまい、談合を助長することにもなりかねないことから、特段の事情がない限り、差し控えるべきであるが、幾つかの対象機関等では、特段の必要がないにもかかわらず業者を一堂に集めて入札説明会を開催していた。

また、ある対象機関等においては、業者が参考とする「入札及び契約心得」に入札説明会に参加することが入札の参加要件である旨記載されていた。

(オ) 入札

a 入札室への入室

幾つかの対象機関等では、隊員が同席せず、業者だけを入札室に 待機させているが、このような状況は、入札直前に業者間の話合い が可能となるため、入札談合防止の観点から好ましくない。

b 入札実施態勢

監察で調査した限りでは、対象機関等は、いずれも複数の隊員を 立ち会わせて入札を行っていた。

しかし、幾つかの対象機関等においては、予決令上、郵便入札の際には「入札事務に関係のない職員」を立ち会わせなければならないことを隊員が知らなかったため、平成23年度報告でも指摘したように入札事務に関係のない隊員の立会いなく郵便入札を行っていた。

また、ある対象機関等においては、契約担当官が地元の業者で調達が可能と考えたため、郵便入札を禁止していたが、このような運用は、競争性拡大の観点から不適切である。

c 入札実施回数

装備品等及び役務の調達における改善措置について(防経装第8632号。18.9.7)によれば、入札実施回数は原則2回までとされているが、ほとんどの対象機関等において、2回を超える入札案件が見受けられた。

幾つかの対象機関等においては、隊員が上記通達を知らなかった ため、自己の判断により2回を超える入札を行っていた。また、多 くの対象機関等においては、契約担当官等から委任を受けたとされ る入札に立ち会っている隊員の判断により2回を超える入札を行っ ていた。上記通達に従い2回を超える入札の可否を契約担当官等が 判断していた対象機関等はごく一部にすぎなかった。

そして、平成22年度報告及び平成23年度報告において、2回を超える入札を行った経緯や理由の記録化の必要性について指摘したにもかかわらず、ほとんどの対象機関等において、契約担当官等による権限委任、2回を超える入札を行った経緯、理由を記載した書面が作成されておらず、権限委任や2回を超える入札の妥当性を事後的に検証することが困難な状況にあった。中には、2回を超える入札を行った経緯、理由を記録化するとの独自の規則を設けていた対象機関等もあったが、そのような対象機関等においても記録が行われておらず、規則は形骸化していた。

2回を超える入札が安易に許容されると、業者は、高い金額で当 初入札を行い入札金額を徐々に引き下げることにより、予定価格に 近い価格で落札することが可能となり、契約価格の低減が図れなくなることから、本来例外であるはずの2回を超える入札を容易に行えることとなる上記のような状況は好ましくない。

(カ) 少額随契

ある対象機関等において、見積り合わせをせずに契約をしていた案件が幾つか見受けられたが、競争性拡大の観点からは、1者からしか見積りを徴取しないことは適切ではない。

(キ) 受領検査

ある対象機関等において、自分が検査官に任命されていることを知らない検査官が複数いた。

また、受領検査業務に関する教育が行われていない対象機関等があった。

(ク) 小括

契約事務手続については、一部の対象機関等において、昨年度同様、 幾つかの法令違反が認められたほか、予定価格の保管状況、入札の実 施回数等にも問題が認められたことから、これらの点については更に 監察を行う。

オ 入札過程の監視及び入札結果の検証

- (ア) 入札談合情報の取扱い
 - a 公正取引委員会への通報

対象機関等は、入札談合が疑われる案件について、いずれも公正 取引委員会に適切に通報を行っていた。

b 談合情報対応マニュアルの理解度等

一部の対象機関等においては、公正取引委員会との入札談合に関する情報の連絡体制等について(経施第7927号。20.6.27。以下「談合情報対応マニュアル」という。)について積極的に教育を行っていたことから、その理解度は高かった。

しかし、ほとんどの対象機関等においては、談合情報対応マニュアルの存在を知らず、また、知っていても公益通報者保護制度と混同している者が多数いるなど、隊員の理解度は不十分であった。

そのため、入札談合情報が提供された際、談合情報対応マニュアルに沿った適切な対応が採られない可能性がある。

(イ) 入札結果の事後的検証

ある対象機関等は、入札の規則性、高落札率等に着目して、特定の 案件に関する入札結果の事後的検証を行った結果、談合が行われてい る疑いがあるとして、公正取引委員会に通報していた。

また、幾つかの対象機関等は、上級部隊から配布された談合の兆候 の有無を分析することができる分析ツール及び分析マニュアルを用い て入札結果の事後的検証を行っていた。そのほかの対象機関等においても、複数年度にわたる入札結果の一覧表を作成し、規則性、落札率等に着目した分析を行っていたものの、事後的検証を行う案件や分析項目が限られているなど、改善の余地がある状況にあった。

他方、幾つかの対象機関等では、入札の都度、落札判定書を見るだけで事後的検証とするなど、実質的には事後的検証が行われていない状況にあった。

このように、自ら検証を行い、公正取引委員会に通報した対象機関等もあれば、ほとんど事後的検証を行っていない対象機関等もあるなど、事後的検証の実施状況にはばらつきが見受けられる。

業者による談合を排し、予算を効率的に執行するためには、充実した事後的検証を行い、談合が疑われる案件については、公正取引委員会に直ちに通報するなどの厳しい態度を示すことが必要不可欠であるが、一部の対象機関等において、事後的検証が低調であることは、入札談合防止の観点から、大きな問題であると言わざるを得ない。

その背景には、隊員らが事後的検証の重要性を十分理解しておらず、 他の業務が優先される傾向にあること、事後的検証の方法が周知され ていないことなどがあると思われる。

(ウ) 小括

以上のとおり、ほとんどの対象機関等において、談合情報対応マニュアル及び公益通報者保護制度の理解度が十分ではないことから、教育方法等について改善の余地がある。

また、事後的検証については、検証が不十分な対象機関等が一部に見受けられることから、事後的検証をより充実させる必要がある。

(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度

ア 教育の実施状況等

教育の実施について、入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について(防経装第6186号。23.5.17。)を受け、ほとんどの対象機関等では、調達等関係職員全員を対象に入札談合防止教育を行っていたが、幾つかの対象機関等は、隊員の多忙や不在を理由に、調達等関係職員の一部にしか教育を行っていなかった。

教育内容について、対象機関等の多くは、必要事項を網羅した教育資料を用いて教育を行っていた。中には、教育効果を上げるため、「eラーニング」と称する、音声付き教育資料、図や実例を多用するなどした理解しやすい教育資料等を作成し、活用する取組を試行していた対象機関等もあった。

他方、必要事項が欠落している資料、規則を列挙するのみで具体例に

乏しい資料等、教育効果を上げる上で問題がある内容の教育資料を用いていた対象機関等も一部に見受けられた。

教育効果の把握について、多くの対象機関等では、教育後、理解度を確認するためのアンケートやテストが行われていた。ある対象機関等では、理解度テストの結果を分析し、理解度が低い分野については、次回の教育で紹介や解説をし、教育対象者に周知徹底を図っていた。

イ 法令等の理解度

実地監察前に行ったアンケートによれば、「入札談合に関する法律の内容について部下や他者に説明できるくらい知っている」との回答が約17%、「公共調達の適正化を図るための通知等の内容について部下や他者に説明できるくらい知っている」との回答が約11%といずれも低い割合にとどまっていた。

また、実地監察の際行った面談によれば、多くの対象機関等において、入札談合等関与行為防止法の四類型を答えられない、業者対応時のOB確認を知らないなど、隊員の理解度が十分とは言えない状況にあり、これまで同様、特に入札事務に直接従事しない調達要求部署の隊員の理解度が十分でない傾向にあった。その背景には、競争性の拡大や入札談合防止は契約部署が行うべきことであり、調達要求部署は関係がないとの誤った認識があり、そのような意識を持つ隊員が、特定の製品名のみが記載された仕様書を作成する、五月雨式に調達要求を行うなどして、結果的に競争性を阻害していることがうかがわれる。

ウ 小括

以上のとおり、ほとんどの対象機関等において、適切な内容の教育が 行われていたことがうかがわれるものの、多くの対象機関等において、 隊員の理解度は十分と言い難い状況にあった。

その原因は、理解度の把握が十分行われていないため、隊員の理解度を踏まえた教育が行われていないという教育側の問題もさることながら、特に調達要求部署の隊員に見られるように、競争性の拡大や入札談合防止は自分とは余り関係がないとの誤った認識を持っている隊員側の問題もあるように思われる。

(3) 入札談合の防止に対する隊員の意識

事前に実施したアンケート結果では、約92%の隊員が入札談合防止に対する意識が「高い」又は「どちらかと言えば高い」と回答している上、面談の際にも「入札談合の起こり得る可能性はどこにでもある」、「自分の部署でも起こり得る事なので気を付けないといけない」などと述べる隊員が多く存在したこと、入札談合が疑われる複数の案件について、公正取引委員会に通報していることなどからすれば、入札談合の防止に対する意識が高い隊員が多くいることがうかがわれる。

その一方で、実地監察時の面談において、「民間の談合はあるかもしれないが、官製談合は起こらないと思う」などと官製談合さえなければ民間の談合については関心がないかのような発言をした隊員や、調達金額の多少にかかわらず官製談合の危険があるにも関わらず、「調達金額は少額であるため、官製談合は起こり得ない」などと安易な考えを述べた隊員、「第1補給処事案は、契約部署が起こしたものであり、要求部署は関係がない」などと事実とは異なる認識を述べた隊員も複数見受けられた。

また、入札に参加する意思がある業者が集まることから、開催することが妥当ではない入札説明会が開催されていたり、入札室に業者のみを待機させていたりするなど、入札談合防止の観点から適切ではない運用が一部で行われていた。

したがって、個々の隊員により程度の差はあるものの、入札談合防止に 対する隊員の意識については、更なる改善の余地があるものと考えられる。

(4) 年度末の予算執行

平成23年度防衛大臣指示が発出された後の平成23年度末の予算執行においても、多くの対象機関等において、年度の最終案件の契約金額と予算残額が同額となっており、予算を使い切ることを目的として、業者に予定価格を漏えい又はほのめかしたりして残予算と同額で契約を行い、残予算をゼロとした(以下、このような調達を「ゼロ調整」という。)のではないかと疑われる案件が複数認められた。年度末の最終の契約において、残予算と契約金額が1円単位で符合することは極めて不自然であり、監察の際、残予算と契約金額が合致する理由について説明を求めても、合理的な説明は得られなかった。

この原因について調査した結果、ある対象機関等において使用されていた教育資料には、上記大臣指示の内容として、翌年度納入等を慎むよう記載されているだけで、ゼロ調整に関する記載がないなど、その内容に問題があることが判明した。

このような状況を踏まえ、平成25年度は、平成23年度末にゼロ調整が疑われる案件が認められた対象機関等及び指導的立場にある各幕僚監部等を対象として、点検防衛監察を行うとともに、他の対象機関等についてもゼロ調整の有無について、引き続き監察を行う。

5 改善策

対象機関等においては、平成21年度防衛大臣指示、平成23年度防衛大臣指示及び第1補給処事案の報告書を踏まえた改善措置が採られているものの、その程度には、上記のとおり相当な差が見受けられる。

機関等においては、以下の改善策を今後、実施することにより、このような差を無くし、入札談合防止に向けた取組の全省的な底上げを図ることが期

待される。

(1) 入札談合防止に向けた施策等について

ア 競争性の拡大

競争性拡大のためには、特に汎用品の調達に関し、少額随契が許される金額の上限を引き下げる、複数の随意契約案件をまとめて一般競争入札を行うなどして競争性のある契約方式を拡大することが重要である。そのためには、調達要求部署は、調達要求を計画的に行い、契約の取りまとめが容易になるよう努める必要がある。また、上級機関等は、調達要求を計画的に行うよう、要求部署を指導することが望ましい。

また、機関等は、一者応札や少数の業者しか競争に参加しない案件について、業者から聴取を行うなど充実した原因分析を行うことにより、その原因を特定し、原因を取り除くための対策を講ずる必要がある。

例えば、機関等は、一者応札等の原因に応じて、①近隣の駐屯地、自 治体、商工会議所等にも公告等を掲示する、②公告等を行う期間を延長 する、③新規業者説明会を開催して入札等への参加を促す、④入札参加 資格や公募の条件を緩和する、⑤仕様書を見直すなどして、多数の業者 が入札等に参加するよう努める必要がある。

機関等においては、このような対策を講じた後、その効果を確認し、 競争性拡大のための対策を更に検討しながら、取組を継続することが必 要である。

なお、このような取組については、一部の隊員が率先して行っている ことが多いが、そのような隊員が異動しても取組を継続させるためには、 対策を内部規則により明文化することが望ましい。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 予定価格の算定と契約の分離

不正防止の観点からは、少なくとも案件ごとに、予定価格算定業務と契約事務の担当者を分けるなどして、一連の業務を同一の隊員が行わないようにする必要がある。

(4) 指名随契審查会等

指名随契審査会等については、持ち回りによる審議ではなく、実際に委員を招集して、仕様書に競争性を阻害する記載がないかなどについて実質的な審議を行う必要がある。

また、指名随契審査会等において議論した内容は、事後的に検証できるよう議事録に詳細に記録することが望ましい。

(ウ) 仕様書等の点検体制等

a 点検の主体

調達要求部署は、「物品・役務等調達関係チェックシート」を用い、仕様書等の記載が競争性確保の観点から問題がないか点検する

必要がある。

また、契約部署も誤字・脱字等にとどまらず、競争性確保の観点から仕様書等を点検する必要がある。

仕様書の内容が専門的であるため、契約部署において仕様書を点検することが困難な場合には、指名随契審査会等を利用することも一案である。

b 点検内容

カタログ仕様書等について、カタログ製品名が複数挙げられ、「又は同等品以上のもの(他社の製品を含む。)」と記載してあることを確認する必要がある。

特定の製品が指定されている場合は、その指定理由を記載した「製品指定理由書」が作成されているか、製品指定の理由が合理的かを確認する必要がある。

また、カタログ仕様書等に同等品として記載されている製品が、 それぞれ同等品と評価できるか確認する必要がある。

c 仕様書等のホームページ掲載

不開示情報が含まれていないものについては、競争性拡大のため、 仕様書等をホームページに掲載するよう努める必要がある。

d 仕様書の配布

仕様書を配布する際、仕様書を受領した業者名が他の業者に分からないように注意する必要がある。

(エ) 3年以上配置替え等のない調達等関係職員

調達等関係職員に該当する職員の範囲及び調達等関係職員については3年以上同一部署とならないよう配置替え等をしなければならない ことを担当者に周知させた上、配置替え等を適切に行う必要がある。

(オ) 医療機器の借用に関する審査体制

業者から医療機器を無償借用する際に行われる審査の内容、結論を記録に残すとともに、機器選定の公正性・透明性を確保するため、借用手続等に関する規則を整備することが望ましい。

(カ) 会計監査機能

各年度の会計監査項目の重点について会計監査を行うことが求められている項目については、会計監査を適切に実施する必要がある。

また、会計監査に当たっては、できる限り直接的な証拠を確認するなどして、問題点を看過しないよう努める必要がある。

ウ 業界関係者との対応

情報保全措置について、平成24年度の監察においても、情報保全措置が不十分な対象機関等が見受けられたことに鑑み、機関等は、業者との接触場所における情報保全措置が適切に採られているかを再度確認し、

問題があれば速やかに改善する必要がある。

業者との接触について、対応要領に反する単独接触が散見されたことから、機関等は、隊員らが対応要領に従って業者対応をしているか確認し、問題があれば、隊員の教育等、必要な対策を講ずる必要がある。

OB確認について、多くの対象機関等において問題が認められたことから、一部の対象機関等が実施していたように、OB確認欄を設けた来訪記録簿を作成し、業者に記入させることを検討することが望ましい。

来訪記録簿の作成について、1件1葉とするなどして、来訪業者が他の業者に把握されないようにする必要がある。

対応要領については、平成19年の制定から6年を経過したところであり、OB確認を実施することがOBを優遇しているとのあらぬ疑いを生じさせかねないといった問題点も含め、その改正の要否について検討することが望ましい。

接触報告書について、理解が不十分な隊員が複数いたことから、接触報告書を作成しなければならない場合について教育を行う必要がある。

なお、幾つかの対象機関等が行っていた対応要領の内容の掲示は、業者に対する注意喚起のほか、隊員に対する注意喚起にも有効であることから、他の機関等においても同様の取組を行うことが望ましい。

エ 契約事務手続の実施状況

(ア) 調達要求書等の保管

調達要求書等については、その記載から予定価格が推測できるため、 施錠されたキャビネット等で保管し、その電子データについてもパス ワードを設定して、閲覧できる者を限定することが望ましい。

(イ) 予定価格

業者の見積りのみに依存することなく、実績価格から算出した割引率を定価に掛けて得られた価格、インターネット等を利用した市場調査により得られた価格と比較検討することにより、適切な予定価格を算出する必要がある。

割引率については、予定価格を推測されるのを避けるため、定期的に見直すことが望ましい。また、医薬品の予定価格については、最新の薬価を踏まえて算定する必要がある。

予定価格等の漏えい防止のため、予定価格等が記載された書面を施 錠されたキャビネット等で保管するとともに、その電子データにパス ワードを設定するなどして知り得る者を限定することが必要である。

(ウ) 入札公告

機関等は、公告期間が適切に取られているか、公告に特定の会社の 製品名が記載されているなど、競争性を阻害する記載がないかなどに ついて自ら点検する必要がある。

(エ) 入札説明会

談合防止の観点から、仕様書の記載を詳細にするなどして入札説明会を極力行わないようにし、やむを得ない事情により入札説明会を実施する場合にも複数回に分けて行い、業者が一堂に会さないよう配慮することが望ましい。

また、競争性確保の観点から、入札説明会に参加することを入札の参加要件としないことが必要である。

(オ) 入札

入札室への入室について、業者だけを入札室に待機させることのないよう、入札直前に入札室を解錠するか、開場後入札開始まで隊員を配置することが望ましい。

入札実施体制について、機関等は、郵送による入札の際、入札事務 に関係のない隊員を立ち会わせる必要がある。

入札実施回数について、入札回数は原則として2回が限度であることを担当者に周知させるとともに、2回を超えて入札を行う場合には、その妥当性を事後的に検証できるよう、契約担当官等の承認があったことや2回を超える入札を行うこととした理由等について記録することが望ましい。

(カ) 少額随契

少額随契を行う際には、競争性拡大の観点から、できるだけ多くの 業者から見積りを徴取する必要がある。

(キ) 受領検査

検査官を任命した場合には、主管部署から直接伝えるなどして、検査官であることを本人に認識させる必要がある。また、全ての検査官に対し、受領検査業務に係る教育を行うことが必要である。

オ 入札過程の監視及び入札結果の検証

(ア) 入札談合情報の取扱い

入札談合に関する情報は、契約事務を担当する隊員に直接提供されるとは限らないため、全隊員に談合情報対応マニュアルについて教育する必要がある。

(イ) 入札結果の事後的検証

機関等は、事後的検証の重要性、検証の方法等を隊員に教育した上、 分析の対象や項目を拡大するなど充実した事後的検証を行う必要があ る。

また、検証の方法については、中央から具体的な検証方法についてマニュアルなどを作成し、各機関に周知することが望ましい。

(2) 法令等の理解・教育の充実及び入札談合の防止に対する知識及び意識の向上入札談合を防止するためには、契約のみならず要求に係る業務に従事す

る各隊員、特に管理者が、正しいリスク認識と警戒心を持つとともに入札 談合等関与行為防止法等の内容を十分理解して官製談合防止に努めること はもちろん、民間事業者間の談合についても、その防止に努めなければな らないことを十分認識する必要がある。

そのためには、業務計画等により入札談合防止に関する教育・研修の主管部署を定め、同部署が教育内容、教育実施担当部署等を定めた計画を策定した上で、定期的な集合教育を実施するとともに、新着任者教育やその他の年次教育等に入札談合防止に関する内容を取り入れ、その充実を図るなどして、調達要求部署も含めた調達等関係職員全員に対し、入札談合防止に関する法令・通達や諸施策を体系的に理解させる機会を設ける必要がある。

その際、業務、職務に応じて必要とされる知識には差異があることから、 教育内容について、教育対象ごとに教育内容を適切に設定するなどして、 各隊員が必要な教育を効率的に受けられるよう工夫することが望ましい。

教育の内容については、単に入札談合の概論や法律等の紹介にとどまらず、防衛省の通達等の内容や、それらが実務上どのような場面で入札談合と関わってくるのかなどに触れるとともに、他機関や他省庁で生起した具体的事例を交えるなど、業務に即した内容となるよう努める必要がある。

さらに、一部の機関等で行われているように、教育後にテストを行うなどして、隊員の理解度を把握し、教育効果の分析を行いつつ教育の改善を図り、より効果的な教育の実施に努めることにより、入札談合防止に関する知識及び意識を着実に高めることが望ましい。

(3) 年度末の予算執行

年度末の最終の契約について、契約額が1円単位で残予算と符合することは不自然であり、このような符合は、落札業者との間で予定価格に係る情報の共有があったとの疑念を生じさせかねない。また、年度末の契約を通じて特定の業者との関係が生じれば、それが談合の温床ともなり得ることから、ゼロ調整は厳に慎む必要がある。

また、機関等は、平成23年度防衛大臣指示の趣旨を踏まえた適切な教育資料を作成し、調達等関係職員に対し、反復・継続的に教育を行う必要がある。

6 その他

防衛監察本部が監察の過程において検証し不自然さが認められた入札について、対象機関等に検証を依頼した結果、平成24年度の監察については、対象機関等から公正取引委員会に対し、8件の通報がなされている。

第3 法令遵守の意識・態勢

1 概要

平成23年度までに引き続き、不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の有無の解明に資するため、職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について、各機関等に対し監察を実施した。

平成24年度においては、平成23年度に引き続き、陸上自衛隊を重点対象として監察を行った。

また、沖縄防衛局が、普天間飛行場代替施設に係る環境影響評価業務について、規則で閲覧に供することが定められている文書の一部を公表していなかった事案を受け、防衛大臣の指示により、全ての地方防衛局及び地方防衛支局(以下「地方防衛局等」という。)に対し規則遵守の徹底を図るための監察を実施した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

各自衛隊については、平成23年度までの定期防衛監察結果等を踏まえ つつ、更に監察を行った。

また、各地方防衛局等については、上記沖縄防衛局の事案を踏まえ、公共工事及び物品役務等の契約に係る文書の公表状況、公表漏れを防止するための方策の検討・実施状況等を調査するとともに、面談等を通じ幹部職員に対し関係規則等の遵守の更なる徹底を促すこととした。

(2) 実地監察の概要

ア 対象機関等

別紙第4のとおりである。

イ 内容

隊員・職員との面談及び現場等の確認を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は163日、面談相手の延べ人数は1,136 名である。

3 監察の結果

(1) 各機関等に共通する事項

ア全般

(ア) 上位規則と内部規則の不整合

平成23年度報告では、陸上自衛隊の部隊等において、上位規則と整合しない内部規則を定めていたり、上位規則の改正を受けた内部規則の改正が行われていなかったりした事例があったことを指摘した。

平成24年度の監察では、陸上自衛隊に加え、それ以外の機関・部隊においても、秘密保全、情報保証、文書管理、個人情報保護といった分野に関し、同様の事例が散見された。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局、各幕僚監部等は、集合教育、巡回指導等の機会を捉えて訓令等上位規則の内容の周知徹底に努めるとともに、上位規則の改正を受けた各機関・部隊の内部規則の確実かつ速やかな改正についても指導する必要がある。

(イ) 教育

防衛省・自衛隊においては、法令遵守に関する各種教育において、 各部隊等の管理者・担当者を中央又は中間司令部に参集させて教育を 行う、いわゆる集合教育の手法を活用している。こうした集合教育に 参加した各部隊等の管理者・担当者は、各部隊等に戻った後、当該教 育で得た知識・情報を自らの部隊等及びその隷下部隊等の隊員に対し 普及することが期待されている。

しかしながら、平成24年度の監察では、各自衛隊において、集合 教育に参加した管理者・担当者がこのような普及教育を行っていない 事例が散見された。

内部部局及び各幕僚監部は、集合教育の効果を更に高めるため、当該教育への参加者に対し、所属する部隊等に戻った後に必ず普及教育を実施するよう指導することが望ましい。

(ウ) 点検・検査等

秘密保全、情報保証、個人情報保護等の各分野について、訓令等に 定められた点検・検査等の結果、問題なしと報告されているにもかか わらず、僅か数日間の実地監察の中で規則違反等の不具合が発見され るという状況が、ほとんどの機関・部隊において認められた。

これは、各機関・部隊において点検・検査等が形骸化していること をうかがわせるものであり、法令遵守の観点から非常に憂慮すべき状 況である。

したがって、このような状況が速やかに是正されるよう、中央から 各部隊等に対し強力に指導することが望ましい。

(エ) 上級管理者等に対する意識

各部隊等において法令遵守の意識を高めるには、まず各級指揮官、 上級管理者等が下位の者に対し範を示すことが肝要である。

しかしながら、自衛隊の一部の部隊において、以下のように上級管理者等を特別扱いしている事例が認められた。このような状況は、法令遵守の観点から好ましくない。

① 訓令等に反し、上級管理者が業務用可搬記憶媒体を個人的に保管しているにもかかわらず、部下もこれを容認していた。

- ② 近年、部隊内で幹部自衛官による服務事故が生起しているにもかかわらず、幹部自衛官は高い識見を有しており、特に服務事故防止教育を行う必要はないとの理由により、幹部自衛官に対する計画的な服務事故防止教育を行っていなかった。
- ③ 管理者の配置に就く者はそれなりの素養や経験を有しているとして、法令遵守に係る各種教育の対象から上級管理者を除外し、上級管理者の自学研さんに任せていた。

したがって、各幕僚監部は、各級指揮官等が率先して法令遵守を実践するよう指導するとともに、上級管理者を含め幹部自衛官に対して も法令遵守に係る教育を行うよう各部隊等を指導することが望ましい。

(オ) 法令遵守に係る中央からの周知徹底の在り方

防衛監察本部による定期防衛監察の結果等を受け、中央から各機関・部隊に対し、法令・規則の遵守について周知徹底するための通知文書が発出されることがある。

しかしながら、これまでの監察において、こうした通知文書の重要性が正しく理解されず、関係する全ての部隊・機関の全ての部署に配布されていない事例が数多く認められた。

内部部局、各幕僚監部等は、このように通知文書の発出だけでは法令・規則の遵守についての周知徹底が十分行われないおそれがあることを十分認識し、集合教育、巡回指導その他の方法も活用して更なる周知徹底を図っていく必要がある。

イ 秘密保全

(ア) 平成23年度報告を受けた改善状況

平成23年度報告において指摘した事項について、引き続き監察を 行ったところであるが、以下のとおり、その多くについていまだ改善 が進んでいない状況が認められた。

このような状況が速やかに是正されるよう、各幕僚監部等は、集合教育、巡回指導等の機会を活用しつつ、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

a 閲覧簿への記録

秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)の趣旨に従わず、閲覧簿への記録の省略が広く行われている状況が、依然として多くの部隊等において認められた。

平成23年11月に防衛政策局から各幕僚監部等に対し発出された閲覧簿の適正な運用について周知徹底を図るための通知文書が、いまだ末端の部隊等に周知徹底されていない可能性がある。

b 立入禁止場所等への機器持込み

自衛隊の一部の部隊において、立入りが禁止された場所、日常的

に秘密を取り扱う執務室等に、携帯電話を持ち込んでいた事例が認められた。その中には、管理者自らが、規則より業務上の便宜を優先して携帯電話を持ち込んでいた事例もあった。

c 秘密電子計算機情報の取扱い

自衛隊の一部の部隊において、業務上作成した秘密電子計算機情報を、秘密保全訓令等において可搬記憶媒体に格納しなければならないとされているにもかかわらず、業務用パソコンの内蔵ハードディスクに格納していた事例が認められた。

d 秘文書等の保管容器

自衛隊の一部の部隊等において、秘文書等を保管している容器の 文字盤鍵の番号を秘密保全訓令等が定める時期に変更していなかっ たり、文字盤鍵を解錠のまま固定し、差し込み式鍵のみで開閉して 使用しているといった事例が認められた。

(イ) 秘密文書等の管理

自衛隊の一部の部隊において、秘密に該当する可能性のある文書が、 秘密文書等を保管する容器以外の場所に保管されている等、秘密保全 上不適切な状況が認められた。このような状況を放置すれば、秘密情報の漏えいといった重大な事態にもつながりかねない。

各幕僚監部は、これらの事例を教訓とし、各部隊等に対し秘密文書 等の管理をより厳格に行うよう指導する必要がある。

(ウ) 関係職員の指定

自衛隊の一部の部隊において、秘密を取り扱う適格性と関係職員の指定との関係で不適切な事例が認められた。

各幕僚監部は、各部隊等に対し関係職員の指定を適正に行うよう指導する必要がある。

(エ) 立入禁止場所等への出入管理

自衛隊の一部の部隊において、以下のような秘密保全上不適切な事例が認められた。

- ① 部外者の立入りが許可されていない執務室等に部外者が出入りしていた。
- ② 一部の立入禁止区域において、規則に定められた立入禁止の掲示が行われていなかった。

各幕僚監部は、各部隊等に対し立入禁止場所等への出入管理をより 厳格に行うよう指導する必要がある。

(オ) 秘文書等の保管場所の状況

自衛隊の一部の部隊において、秘密文書の保管場所に秘文書以外の 文書、未使用の可搬記憶媒体、文房具等が保管されていた。

このような状況は、必要以上に秘密文書の保管場所への隊員の出入

りを許すことになり、秘密保全上好ましくないことから、各幕僚監部 は、各部隊に対し速やかに是正するよう指導することが望ましい。

(カ) 閲覧場所の状況

一部の地方防衛局等及び自衛隊の部隊等において、保全措置が十分採られていない場所が秘密文書の閲覧場所として指定されていた。

内部部局及び各幕僚監部は、各地方防衛局等及び各部隊等に対し秘密文書の閲覧場所について万全の保全措置を講ずるよう指導することが望ましい。

(キ) 特別検査

一部の地方防衛局等及び自衛隊の部隊等において、特別検査の実施について(防防調第4998号。22.4.16)の規定どおり所持品検査や業務用パソコン内のデータの抜き打ち点検を行っていない状況が認められた。

内部部局及び各幕僚監部は、各地方防衛局等及び各部隊等に対し訓令等の規定どおりこれらの特別検査を実施するよう指導する必要がある。

ウ 情報保証

- (ア) 平成23年度報告を受けた改善状況
 - a 業務用可搬記憶媒体の管理状況

平成24年度においても、一部の機関及び自衛隊の一部の部隊に おいて、以下のような事例が認められた。

- ① 同じ部署の同じ執務室内であるにもかかわらず、業務用可搬記 憶媒体が複数箇所に分散して保管されていた。
- ② 部隊長又は上級管理者が自分が使用する業務用可搬記憶媒体のみを自分自身で保管していた。
- ③ 部隊等情報保証責任者補助者さえ配置されていない執務室において、業務用可搬記憶媒体が保管されていた。

このような状況は、現場における業務の実態に配慮したとしても、部隊等情報保証責任者の下における集中保管という防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号。以下「情報保証訓令」という。)第43条の規定の趣旨に反すると言わざるを得ない。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚 監部は、各機関・部隊に対し情報保証訓令第43条の趣旨を改めて 周知徹底する必要がある。

b 認証情報等の管理

平成24年度においても、業務用パソコンのログイン・パスワードが記載された紙片が人目に付く場所に貼り付けられていたり、I

Cカードが使用者不在のままカードリーダー又は執務机の上等に放置されているといった情報保証上好ましくない状況が、自衛隊の一部の部隊等において認められた。

このような状況が速やかに是正されるよう、各幕僚監部等は、集合教育、巡回指導等の機会を捉えて、各部隊等に対し指導を行う必要がある。

(イ) 情報保証訓令等の改正

平成22年度報告を受け、情報保証訓令等の改正に向け、情報保証訓令を所管する運用企画局と各幕僚監部等が協議をしてきたところであるが、いまだ改正には至っていない。

業務の実態にも十分配慮した業務用可搬記憶媒体の適正な管理、部外者が保有する可搬記憶媒体の防衛省の情報システムにおける使用についての方針の明確化、公開情報のみが記憶された業務用可搬記憶媒体の適正な管理等のため、可及的速やかに情報保証訓令等を改正することが望ましい。

(ウ) 規則の整備

情報保証訓令第37条により、防衛省の各情報システムに置かれている情報システム情報保証責任者が、当該システムの利用及び管理に関する規則を定めなければならないこととされている。

しかしながら、一部の地方防衛局等及び自衛隊の一部の部隊等において、こうした規則が定められていなかった。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、各地方防衛局等及び各部隊等に対し指導を行う必要がある。

(エ) 情報システムの脆弱性への対応

平成23年度報告では、陸上自衛隊の一部の部隊等において、ウィルス対策ソフトが更新されていないか又はインストールされていない 業務用パソコンがあったことを指摘した。

平成24年度の監察においては、陸上自衛隊に加え、それ以外の部隊・機関においても、同様の事例が散見された。

他方で、パソコン本体にウィルス対策ソフトの更新状況を記入した シールを貼り付け、更新漏れを防止する工夫をしている陸上自衛隊の 部隊もあった。

他の部隊等においても、このような取組も参考に、情報システムの 脆弱性への対応に万全を期すことが望ましい。

(オ) 業務用パソコンの盗難防止措置

平成22年度報告では、陸上自衛隊の一部の部隊において、ワイヤー等で固定されていない業務用パソコンがあったことを指摘した。

平成24年度の監察においては、陸上自衛隊以外の部隊・機関にお

いても、同様の事例が少なからず認められた。また、ワイヤーによる 盗難防止措置は講じていたものの、直径が非常に細く強度が十分でな いおそれのあるワイヤーを使用している事例も認められた。

内部部局、各幕僚監部等は、各部隊・機関に対し業務用パソコンの 盗難防止措置の徹底を指導するとともに、盗難防止措置のために使用 するワイヤーの強度についての統一的な基準を検討することが望まし い。

(カ) 業務用可搬記憶媒体の数量の削減

情報保証上のリスクを低減させるため、業務用可搬記憶媒体の数量の削減に積極的に取り組んでいる部隊・機関があった一方で、まだ削減の余地が十分あるにもかかわらず、隊員1人につき1個以上の業務用可搬記憶媒体を割り当てて使用させている部隊・機関や、未使用の業務用可搬記憶媒体を多数保管している部隊があった。

各部隊・機関は、保管している業務用可搬記憶媒体の数量が多いほど情報保証上のリスクが高まることを十分認識し、その使用実績をも踏まえつつ数量を必要最小限にとどめるよう絶えず努力していくことが望ましい。

エ 通知文書の配布・周知

平成24年度の監察においても、中央からの業務上必要な通知文書が、各幕僚監部を含む各自衛隊の上級・中間司令部から関係部隊等に対し適時適切に配布・周知されていなかったり、関係部隊等には配布されていたものの当該部隊等の中で配布・周知に漏れがあったりした事例が数多く認められた。

この問題については、平成23年度報告において指摘したにもかかわらず、各自衛隊等において改善のための具体的な取組は確認できなかった。

各幕僚監部は、各部隊等において文書担当者に対する文書の配布漏れ 防止に係る教育や管理者による指導監督が行われるよう、積極的に指導 することが望ましい。

オ 服務事案への対応

(ア) セクシュアル・ハラスメント

平成24年度の監察においても、セクシュアル・ハラスメント相談 員は指定されているものの、これらの者に対する教育が全く行われて いなかったり、その氏名が部隊内に周知されていなかったりした事例 が幾つか認められた。

また、自衛隊の一部の部隊等において、セクシュアル・ハラスメント相談員の指定に当たって、性別、階級、年齢等のバランスが十分考慮されておらず、その結果、女性隊員からセクシュアル・ハラスメン

ト相談員に相談しにくいと受け止められている状況が引き続き認められた。

さらに、自衛隊の一部の部隊において、自らの部隊等において現に セクシュアル・ハラスメントのリスクがあるにもかかわらず、それを 全く認識していない管理者がいたり、また、セクシュアル・ハラスメ ントは被害を受ける側にも問題があるとの不適切な認識を有している 指揮官もいた。

このような状況に鑑みると、内部部局、各幕僚監部等がこれまで 行ってきたセクシュアル・ハラスメント防止のための取組の成果が十 分現れているとは言い難い。

したがって、内部部局、各幕僚監部等は、各機関・部隊におけるセクシュアル・ハラスメント防止態勢を改善するため、単なる通知文書等による注意喚起にとどまることなく、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を講ずる必要がある。

(イ) パワー・ハラスメント

幾つかの部隊等において、上級者から下級者に対する暴言・暴力を伴う指導といった典型的な私的制裁に該当する行為のほか、従来の私的制裁の概念では捉えきれないものの、平成24年1月に厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」が公表した職場のパワー・ハラスメントの定義や行為類型に該当する可能性のある行為により、被害者が精神的な苦痛を訴え、場合によってはメンタルヘルスの不調に陥っている事例も認められた。

このように、防衛省・自衛隊内においても、一般社会と同様、パワー・ハラスメントの問題が顕在化しつつあるにもかかわらず、中央からパワー・ハラスメントの定義や対応方針が何ら示されていないことを理由に、パワー・ハラスメント防止のための具体的な取組を行っていない部隊等が少なからず存在した。

セクシュアル・ハラスメントと同様、パワー・ハラスメントを放置することは、最終的には防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を損なう事態にもつながりかねないことから、平成23年度報告でも指摘したように、パワー・ハラスメントについて、中央において関係機関が協議の上、セクシュアル・ハラスメントに係る訓令その他の規則に当たるような防衛省としての統一的な指針を定める等の対応を検討することが望ましい。

カ メンタルヘルス

ある地区に所在する各自衛隊の部隊間で、各部隊の臨床心理士が連携 し、定期的に集まって情報交換を行ったり、隊員の希望に応じて他の部 隊の臨床心理士への相談もできるよう、相談窓口を相互に紹介し合った

りしていた。

このような事例を参考に、他の地区においても、各自衛隊の枠を超え た隊員のメンタルヘルスのための取組が行われることが望ましい。

キ 自衛隊員倫理

自衛隊の一部の部隊等において、部外の協力団体との飲食を伴う会合の際、領収書等により実際にかかった費用を確認することなく、頭割りとして協力団体側から請求された金額をそのまま支払って済ませている状況が認められた。また、部隊長が、隊員と部外の協力団体との間で飲食を伴う交流を定例的に行っていることを全く承知していないという事例もあった。

このような状況は、自衛隊員倫理規程に違反する行為の未然防止の観点から好ましくない。

したがって、各幕僚監部は、各部隊等に対し、部外の協力団体との飲食を伴う会合に出席した際の実際にかかった費用の確認を徹底させるとともに、各部隊等の長に対し、自らの部隊等の隊員と部外の協力団体との交流状況の把握に努めるよう指導することが望ましい。

ク 公益通報者保護制度

(ア) 公益通報の処理

a 処理に要する期間

平成23年度報告で指摘した航空自衛隊以外についても、過去数年間の公益通報の処理状況について調査したところ、公益通報者による通報から防衛大臣への調査結果の報告までに相当の期間を要した事例が少なからず認められた。その中には、調査の実施主体がこの種の調査に慣熟していないために調査自体が長期化した事例や、調査結果の取りまとめに当たって関係部署との調整に期間を要した事例があった。

処理に要する期間が長期化すれば、仮に公益通報どおりの法令違 反行為等があった場合に、それだけ当該行為等の制止が遅れ、それ による被害が拡大するおそれがあり、国民の生命、身体、財産その 他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るという公益通報者 保護制度の目的に照らし好ましくない。

したがって、中央において関係機関が連携し、公益通報に係る調査のノウハウの蓄積・共有を図るとともに、例えば、幾つかの省庁が実施している標準処理期間の設定といった取組も参考にしつつ、公益通報の処理に要する期間の短縮に努めることが望ましい。

b 調査態勢

平成24年度に監察した公益通報の処理事例の中には、通報対象 事実の対象である機関において、当該事実があったとされる部署の 業務の特殊性を理由に、事実関係の調査を当該部署自身に行わせていた事例があった。

このような処理は、公益通報者を含む国民から当該調査の公正性 を疑われるおそれがあり、好ましくない。

今後、このようなことのないよう、公益通報者保護制度を所管する大臣官房から省内各機関等に対し、注意喚起を行うことが望ましい。

(イ) 制度の周知徹底等

平成22年度報告を受け、平成23年12月、防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令(平成18年防衛庁訓令第49号)を所管する大臣官房から省内各機関等に対し、公益通報者保護制度について周知徹底等を図るための措置を講ずるよう求める通知文書が発出された。

しかしながら、当該通知文書自体がある幕僚監部から一部の部隊等に配布されていなかった事例が認められたほか、通知文書を接受したものの何らの措置も講じていない地方防衛局等があった。また、公益通報者保護制度についての教育等の措置を講じている機関や自衛隊の部隊等においても、制度の具体的内容や通報窓口を正しく理解していない職員・隊員が少なからず存在する状況が認められた。

省内各機関等は、全ての部隊・機関において上記通知文書に基づく 措置が講じられるよう改めて徹底を図る必要がある。また、各部隊・ 機関は、全ての隊員・職員が公益通報者保護制度の具体的内容や通報 窓口を正しく理解するよう、反復・継続的に教育を行う等により、制 度の周知徹底等に積極的に取り組むことが望ましい。

ケ 文書管理

(ア) 行政文書ファイルの整備状況

自衛隊の多くの部隊等及び一部の地方防衛局等において、行政文書ファイルの整備が必ずしも順調に進んでいない状況が認められた。特に、保存期間の長い行政文書を多く抱えている部隊等において、その傾向が顕著であった。

これは、上からの特段の指導もないまま行政文書ファイルの整備が ごく人数の限られた担当者に任されており、日常の業務が多忙である 中、作業が後回しにされていることが一因であると考えられる。

したがって、全ての部隊・機関は、公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号)第1条に示されている行政文書の管理の 重要性を十分認識し、同法及びその関連法令・規則に従った適切な行 政文書の管理ができるだけ早期に実現するよう、上からの指導により 組織的かつ計画的に行政文書ファイルの整備を進めることが望ましい。

(イ) 行政文書ファイル管理簿への記載

地方防衛局等を含む一部の機関及び自衛隊の多くの部隊等において、 行政文書ファイル管理簿の記載内容と実際の行政文書ファイルの保管 状況とが必ずしも一致していなかった。

特に、平成23年度と同様、平成24年度においても、保存期間1年以上の個人情報ファイルについて、行政文書ファイル管理簿への登録が実施されていない状況が、各自衛隊の多くの部隊等及び一部の地方防衛局等において認められた。

これは、文書管理担当者が、個人情報ファイルの個人情報ファイル 簿への掲載と行政文書ファイル管理簿への記載を混同し、前者さえ 行っていれば後者は不要であると誤解していたことが主たる原因と考 えられる。

したがって、このような誤解が解消されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、集合教育、巡回指導等の機会をとらえて、各部隊・機関の文書管理担当者に対し注意喚起を行う必要がある。

(ウ) 行政文書の管理・保管状況

平成24年度の監察において、以下のような不適切な事例が認められた。

- ① ある地方防衛局から支局に対し電子メールにより配布された通知 文書が、行政文書として管理されていなかった。
- ② 自衛隊の一部の部隊等において、担当者が行政文書の定義を正しく理解していなかったため、行政文書として管理すべき文書を個人資料として保管していた。
- ③ 地方防衛局等を含む一部の機関及び自衛隊の一部の部隊等において、行政文書を個人資料と同じ場所に保管していた。

このような事例が後を絶たないのは、各部隊・機関の文書管理担当 者等が行政文書の定義を含め関係法令・規則を正しく理解していない ことに加え、文書管理者が行政文書の管理業務を文書管理担当者等任 せにして十分指導していないことが主たる原因と考えられる。

このような状況が是正されるよう、内部部局、各幕僚監部等は、各機関・部隊の文書管理者等に対する指導・教育を強化する必要がある。

(エ) 標準文書保存期間基準の設定

平成24年度においても、防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号)第16条第1項の規定により、文書管理者が定めなければならないこととされている標準文書保存期間基準が、自衛隊の一部の部隊及び一部の地方防衛局等においていまだ定められていない状況が認められた。

これは、文書管理者に対する教育が不十分なため、文書管理者が防

衛省行政文書管理規則を理解していないことが主たる原因と考えられる。

したがって、このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局、各幕僚監部等は、文書管理者に対する教育を充実・強化する必要がある。

(オ) 個人情報ファイル等の廃棄

自衛隊のある部隊の医務室において、保存期間が満了しているカルテを廃棄しないまま保管していた。また、自衛隊のある機関において、廃棄期日の半年以上も前に、保護責任者の判断で個人情報ファイルを廃棄していた。

このような状況が是正されるよう、内部部局、各幕僚監部等は、文書管理者等及び個人情報の保護管理者等に対する指導・教育を強化する必要がある。

コ 男女共同参画

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊要な課題となっているとの認識の下、平成11年に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)が制定された。

これを受け、防衛省においても男女共同参画に係る基本計画を定め、 職業生活と家庭生活の両立支援等勤務環境の整備や、職場の意識改革等 のための施策を推進している。

しかしながら、平成24年度の監察において、出産・育児のために休暇や育児時間を取得している女性隊員や、夫婦共働きで育児を分担するために早出遅出勤務や随時の休暇取得をしている男性隊員に対し、職場の上司・同僚が無理解な言動を行っている事例が認められた。

内部部局、各幕僚監部等は、このように男女共同参画に対する職員・ 隊員の意識がいまだ十分でないことを認識し、職場の意識改革等のため の施策を更に強力に推進していくことが望ましい。

サ 受動喫煙の防止

健康増進法(平成14年法律第103号)第25条により、官公庁施設を含め多数の者が利用する施設を管理する者は、こうした施設を利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないこととされている。

しかしながら、自衛隊の一部の部隊等において、多数の隊員や部外者が利用する研修・厚生施設において、分煙等の受動喫煙防止のための措置が全く採られていなかったり、採られていても極めて不十分な状況が

認められた。

このような状況が是正されるよう、各幕僚監部は、各部隊等を指導する必要がある。

(2) 陸上自衛隊

ア 平成23年度報告を受けた改善状況

(ア) 私有パソコン等の確認

平成23年度報告で指摘したにもかかわらず、隊員が自宅その他の居住場所において使用する私有パソコン及び私有可搬記憶媒体について、業務用データが保存されていないこと及びファイル共有ソフトのインストールの有無の確認が情報保証訓令等の規定どおり実施されていない状況が、多くの部隊等において認められた。

近年、陸上自衛隊において、情報保証訓令に反し私有パソコン等で業務用データを取り扱っていた事案が幾つも生起しているにもかかわらず、このような状況が認められたことは、事案の教訓が陸上自衛隊内に十分浸透していないことをうかがわせるものであり、問題であると言わざるを得ない。

陸上幕僚監部は、このような状況が速やかに是正されるよう、各部 隊等を強力に指導する必要がある。

(イ) セクシュアル・ハラスメント防止に対する意識

セクシュアル・ハラスメント防止のため、女性隊員同士の情報共有 や女性隊員からの意見聴取の機会を設けたり、女性隊員に対するアン ケート調査を実施したりするなど、積極的に取り組んでいる部隊が幾 つかあった一方で、セクシュアル・ハラスメント防止のための具体的 施策が全く確認できなかった部隊も散見されるなど、部隊によって取 組状況にばらつきがあった。

また、ある部隊では、セクハラ相談員である女性幹部自衛官からも、 自衛隊の組織の特性上多少のセクシュアル・ハラスメントはやむを得 ないといった趣旨の発言が聞かれるなど、セクシュアル・ハラスメン ト防止に対する隊員の意識の低さをうかがわせる状況が認められた。

陸上幕僚監部は、各部隊等に対しセクシュアル・ハラスメント防止 に向けたより積極的な取組を促すなどして、引き続き隊員のセクシュ アル・ハラスメント防止に対する意識の向上に努めることが望ましい。

(ウ) 武器・弾薬の管理

平成23年度報告で指摘したにもかかわらず、一部の部隊において、 平成18年に玖珠駐屯地において生起した小火器窃盗事案の教訓について教育していない状況が認められた。

このような重大な事案については、同種事案の再発防止のための教訓として、末端の部隊等においても反復・継続的に教育が行われるよ

う、陸上幕僚監部が各部隊等を指導することが望ましい。

イ 秘密保全

一部の部隊において、秘文書等を破棄するために使用している細断機が、関係者以外の者が容易にのぞき見ることができるような場所に設置されているという秘密保全上好ましくない状況が認められた。

このような状況が是正されるよう、陸上幕僚監部は、各部隊等を指導 することが望ましい。

ウ 情報保証

(ア) 関係職員の指定

陸上自衛隊達に反し、隷下に固有の編制部隊を持たないにもかかわらず、その隊の長でない者を部隊等情報保証責任者に指定している部隊があった。

また、情報システム情報保証責任者補助者及び部隊等情報保証責任 者補助者が指定されておらず、責任者でも補助者でもない隊員が業務 用パソコン及び可搬記憶媒体持ち出し時の不必要なデータの保存の有 無に係る点検を行っている部隊があった。

陸上幕僚監部は、各部隊等に対し関係職員の指定を適切に行うよう 指導する必要がある。

(イ) 運用承認

一部の部隊において、陸上幕僚長の運用承認を得ていない部隊LAN又は業務用パソコンを使用している状況が認められた。その中には、運用承認の権限を有していない方面総監の承認により情報システムを運用している事例もあった。

このように、陸上自衛隊においては、情報システムの運用承認に係る規則の周知徹底がいまだ不十分であることから、陸上幕僚監部は、各部隊等に対し改めて関係規則の周知徹底を図る必要がある。

(ウ) 情報システムの脆弱性への対応

① 新たに採用したウィルス対策ソフトの機能の周知

一部の部隊等において、平成24年度に陸上自衛隊が自ら運用する情報システム用に新たに採用したウィルス対策ソフトについて、 多くの隊員がその機能を十分理解していないか又は誤解している状況が認められた。

このような状況が続けば、当該ウィルス対策ソフトの機能が十分 活用されないおそれがあり、情報保証上好ましくない。

したがって、このような状況が速やかに是正されるよう、陸上幕僚監部は、各部隊等に対し当該ウィルス対策ソフトの機能を周知徹底することが望ましい。

② 無料のウィルス対策ソフトの利用

業務用パソコンにインターネットでダウンロード可能な複数の無料ウィルス対策ソフトをインストールして使用している部隊があった。

このようなソフトについては、メーカーから一方的にウィルス定義ファイルの配信停止が行われる場合があったり、ウィルス対策ソフトを装ってコンピュータ・ウィルスを媒介する働きをするものも出回ったりするなど、情報保証上のリスクが存在する。

したがって、無料のウィルス対策ソフトについては、その使用の 可否の判断を各部隊等に委ねるのではなく、内部部局と各幕僚監部 等との間で協議の上、中央において一定の方針を示すことが望まし い

(エ) 業務用パソコン等の持ち出し

平成22年度報告において指摘したにもかかわらず、方面総監部の 誤った指導により、一部の部隊等において、訓練・演習の際に情報シ ステム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者の許可を得ることな く、業務用パソコン及び可搬記憶媒体を持ち出していた。

今後、このようなことがないよう、陸上幕僚監部は、各方面総監部 等に対し改めて指導を行う必要がある。

エーメンタルヘルス

以下のように、隊員のメンタルヘルスの維持向上を図るための独自の 取組を行っている事例が幾つか見受けられた。

- ① ある方面隊においては、近年の海外派遣や、東日本大震災における 災害派遣等の教訓を踏まえ、メンタルヘルスの不調の未然予防から治療、職場復帰に至るまでの組織的なメンタルヘルスケア態勢の構築に 向けた取組を始めていた。
- ② 別のある方面隊においては、服務と衛生の連携を図り、メンタルへ ルスと健康管理を組み合わせた活動を行う独自の施策を推進していた。
- ③ ある師団・旅団レベルの部隊においては、自殺者の増加を受け、自 殺願望のある隊員の早期発見のためのスクリーニングや隊員家族に対 するケアといった独自の取組を行っていた。

今後、このような動きが他の部隊等にも広がっていくことが期待される。

才 文書管理

一部の部隊等において、上位規則の改正を受けた文書管理規則の改正が行われないまま放置されていた。また、一部の部隊等において、防衛省文書管理細則(官文第4026号。23.4.1)に反し、文書管理者が指定する者の立会いなしに行政文書の破棄を行っている事例が認め

られた。

今後、このようなことがないよう、陸上幕僚監部は、各部隊等に対し 関係規則の遵守を徹底する必要がある。

カ 自衛隊員倫理

(ア) 関係法令の周知徹底

自衛隊員等の職務に係る倫理の保持について(防人服第11466 号。19.11.20)により、各倫理管理官(陸上自衛隊において は陸上幕僚長)は、自衛隊員倫理カードを作成・配布し、全ての自衛 隊員等に常時携帯させることとされているにもかかわらず、幾つかの 部隊等において、自衛隊員倫理カードの不携帯が常態化している状況 が認められた。

また、自衛隊員倫理法(平成11年法律第130号)や自衛隊員倫理規程(平成12年政令第173号)の内容を誤解し、「金額が5千円以下であれば、部外の協力団体の関係者から供応接待を受けても全く問題ない」と述べる者や、「業務上利害関係者との接触が多い調達関係部隊・部署以外の隊員については、自衛隊員倫理規程は余り関係ない」との誤った認識を有している者が、一部の部隊等の幹部クラスの隊員の中にも存在するなど、陸上自衛隊における自衛隊員倫理法等の周知徹底が不十分であることをうかがわせる状況が認められた。

このような状況が速やかに是正されるよう、陸上幕僚監部は、各部隊等を指導する必要がある。

(イ) 部外の協力団体との交流

自衛隊員の職務の執行の公正さに対し国民の疑惑や不信を招くことのないよう、近年、各自衛隊の駐屯地・基地等においては、部外の協力団体との共催により行事を実施するに際し、部隊等側と協力団体側との相互の実施業務を定めた協定書を交わすことが多くなってきている。

平成24年度に監察を受けた陸上自衛隊の幾つかの部隊等において も、協力団体とこのような協定書を交わしていたが、その中に、実際 には協定書に定めた内容が遵守されていない疑いのある事例が散見さ れた。

今後、このようなことがないよう、陸上幕僚監部は、各部隊等を指導することが望ましい。

キ 公益通報者保護制度に対する意識

一部の方面総監部や、方面隊の隷下部隊等においては、平成22年度報告及び平成23年度報告を踏まえ、教育等を通じて積極的に公益通報者保護制度の周知に努めており、多くの隊員が同制度の趣旨、内容等を正しく理解していた。また、平成24年度に監察を受けたほとんどの部

隊等においては、平成23年度報告において指摘したような、同制度に対し否定的な認識をうかがわせる発言は、幹部自衛官及び陸曹のいずれからも聞かれなかった。

他方で、ごく少数ではあるが、公益通報者保護制度が陸上自衛隊の重視する統率とは相容れないといった考えから同制度に対し抵抗を感じている管理者クラスの幹部自衛官が依然として存在し、また、あえて外部の弁護士による公益通報窓口(ヘルプライン)を隊員に知らせていない部隊や、同制度の趣旨に反し、公益通報を行う前に上司に報告・相談するよう指導している部隊が存在した。

このような現状を十分認識した上で、陸上幕僚監部は、各隊員が公益 通報者保護制度の趣旨、内容等を正しく理解し、陸上自衛隊において同 制度が法令・規則に従って正しく運用されるよう、引き続き努めていく ことが望ましい。

ク 服務事案への対応

平成24年度においては、平成23年度報告で指摘したような、服務事案の処理に当たって被害者への配慮や服務事案の再発防止よりも加害者の体面や組織の秩序維持を優先する意識が働いたことがうかがわれるような事例は認められなかった。

ケ 上からの指導・監督の在り方

平成23年度報告では、方面総監部及び師団・旅団司令部による自己 点検のみでは、不備事項が見逃されるおそれがあることから、方面総監 部及び師団・旅団司令部がより客観的な立場から点検を受ける仕組みを 整備することが望ましい旨指摘した。

平成24年度においては、これを受けた具体的な取組は確認できなかった。

なお、平成24年度に監察を受けた部隊等においては、平成23年度報告で指摘したような、指揮官たる者は余り細かいことに口を出すべきではないとの考えから、管理者が部下に対する指導・監督を必要以上に差し控えるといった傾向はうかがわれなかった。

(3) 海上自衛隊

ア 平成23年度報告を受けた改善状況

平成23年度報告では、一部の地方隊において、艦艇部隊の指揮官等のメンタルヘルスに対する理解が十分でなく、メンタルヘルス担当幹部による巡回指導の対象が陸上の部隊等に偏っている状況が認められたことを指摘した。

平成24年度の監察においては、このような状況は認められなかった。 イ 秘密保全

海上自衛隊においては、定期秘密保全検査において検査すべき項目を

網羅したチェックリストを海上幕僚監部が作成し、これを使用して各部 隊等における検査を行うよう指導している。

しかしながら、隊内で秘密保全事故が生起していないことや海上幕僚 監部作成のチェックリストの検査項目が多いことを理由に、当該チェッ クリストを使用せず、検査すべき項目のごく一部についてしか検査して いない部隊があった。

海上幕僚監部は、各部隊等において当該チェックリストを使用した厳格な検査が行われるよう徹底することが望ましい。

ウ 情報保証

ある部隊において、情報システムの共用端末を使用する各隊員がその都度各人の認証情報を入力するのではなく、特定の担当者が認証情報を入力してログインし、そのまま上司を含む他の複数の隊員に使用させている事例が認められた。

これは、情報システムの認証機能を形骸化させるものであり、今後、 このようなことがないよう、海上幕僚監部は、各部隊等に対し徹底する 必要がある。

(4) 航空自衛隊

ア 平成23年度報告を受けた改善状況

服務事案への対応

平成23年度報告を受け、航空幕僚長は、服務事案への対応における 更なる連携強化について(空幕任第1397号。24.9.18)を発 出し、部隊等においては、各部署間及び各級司令部間の連携を強化して、 統一した危機管理意識の下、服務事案への遺漏なき対応に万全を期すよ う通達していた。

今後、この通達の効果がどのように現れているかについて監察を実施 する。

イ 法令遵守の意識の向上のための取組

航空自衛隊では、第1補給処事案を受け、コンプライアンスを航空自衛隊の組織風土として醸成させるため、航空幕僚監部に「コンプライアンス委員会」を設置し、同委員会において各種施策を検討し、これらを実行に移しつつある。

こうした動きを受け、上からのリーダーシップにより、隊員の法令遵守の意識の向上のための独自の取組を始めている部隊が幾つかあった一方で、このような積極的な取組がまだ行われておらず、コンプライアンス委員会において取りまとめた航空自衛隊が目指すべきコンプライアンスの概念、そのために実施すべき方策等を示した航空幕僚長による通知・通達が十分周知されていない部隊も存在するなど、部隊によって取組状況にばらつきが見受けられた。

今後、航空自衛隊全体として等しくコンプライアンスを組織風土として醸成させるための取組が推進されるよう、航空幕僚監部が引き続き各部隊等を指導していくことが望ましい。

ウ 秘密保全

一部の部隊において、秘密を保管するための施設及び設備について、 防衛秘密の保護に関する達(平成19年航空自衛隊達第16号)に定め る保全に必要な措置が講じられていない状況が認められた。

このような状況が速やかに是正されるよう、航空幕僚監部は、各部隊等を指導する必要がある。

工 情報保証

一部の部隊において、情報システム情報保証責任者が、その職責や業務内容を理解しておらず、自分が情報システム情報保証責任者に指定されていることを認識していない状況が認められた。

このような状況が速やかに是正されるよう、航空幕僚監部は、集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、情報システム情報保証責任者に対する教育を強化することが望ましい。

(5) 情報本部

ア 過去の実地監察への対応

平成20年度及び平成21年度の実地監察の際に防衛監察本部から指摘を受けた事項について、担当者交代時の申し送りがなされておらず、現在の担当者がその内容を全く承知していなかった。その結果、一部の事項についてはいまだに改善されていない状況が認められた。

実地監察で指摘を受けた事項については、担当者交代時の申し継ぎを 確実に行い、じ後の業務改善につなげていくことが望ましい。

イ 調達・会計業務

調達・会計業務に関し、関係者の法令・規則等についての知識が必ず しも十分でないため、結果として不適切な業務遂行がなされるおそれが ある状況が認められた。

このような状況が速やかに是正されるよう、支出負担行為担当官、契約担当官等情報本部の調達・会計業務に責任を有する者は、全ての関係者に対する教育及び指導監督を強化することが望ましい。

(6) 技術研究本部

ア 平成23年度報告を受けた改善状況

(ア) 秘密保全体制の改善

平成23年度報告では、秘密区分等指定の基準について早急に改善を図ることが望ましい旨指摘した。

しかしながら、これを受けた具体的な取組は確認できなかった。

(イ) 法令遵守に係る職員に対する指導・教育の強化

平成23年度報告では、技術研究本部として法令遵守に係る職員に 対する指導・教育を強化する必要がある旨指摘した。

しかしながら、これを受けた具体的な取組は確認できなかった。

(ウ) 服務事案の処理

平成23年度報告では、技術研究本部内における服務事案の処理に 係る各管理者に対する指導・教育を強化する必要がある旨指摘した。

これを受け、技術研究本部内部部局、各研究所及び試験場の各管理者を含む補佐クラス以上の職員を対象として、パワー・ハラスメント防止教育を実施していることを確認した。

イ 秘密保全

ある研究所において、秘密文書を保管する容器の開閉を行っている職員の秘密を取り扱う適格性について不適切な状況が認められた。また、秘密文書の閲覧実績のない一部の部署において、訓令に定める閲覧簿が整備されていなかった。

このような状況が速やかに是正されるよう、技術研究本部は、各研究所を指導する必要がある。

ウ 研究室等への出入管理

技術研究本部の研究所においては、秘匿性の高い研究データや資料を取り扱っている研究室等への関係職員以外の立入りを防ぐため、各関係職員に各人の認証情報を記録したICカード等を配布し、これにより研究室等への出入管理を行っていた。

しかしながら、一人の職員にICカード等が複数配布されていたり、 既に転出した職員からICカード等の返納を受けていないといった事例 が認められた。

技術研究本部は、各研究所に対し、ICカード等による研究室等への 出入管理をより厳格に行うよう指導する必要がある。

(7) 地方防衛局等

ア 公共工事及び物品役務等の契約に係る文書の公表状況等

(ア) 公表状況

沖縄防衛局以外の幾つかの地方防衛局等においても、担当者の失念・誤解等により、公表しなければならない文書の一部が文書閲覧窓口において閲覧に供されていない又はホームページに掲載されていない事例が認められた。

(イ) 沖縄防衛局の事案を受けた対応

沖縄防衛局の事案を受け、各地方防衛局等においては、局長の指示 又は中央からの指導により、同様の公表漏れがないかどうかについて 内部調査を行っていた。それにもかかわらず、その後に行った実地監 察において、上記のような公表漏れが依然として認められた。

その原因としては、内部調査の実施を担当者任せにして幹部職員が 十分な指導・監督を行っていなかったことや、担当者が調査の重要性 を十分認識せず、厳正な調査を実施しなかったことが考えられる。

なお、沖縄防衛局を始め一部の地方防衛局においては、今回の事案のような公表漏れを防止するため、公表状況を確認するためのチェックリストを作成し、公表項目ごとに毎月契約課長等が確認の上、公表するように改善していた。

他方、多くの地方防衛局等においては、局長を始め幹部職員に沖縄 防衛局の事案を教訓としなければならないという意識は認められたも のの、チェックリストの作成、管理者による定期的確認等の具体的な 方策は検討されていなかった。

今回の事案と同様な事案が二度と生起しないよう、中央から各地方防衛局等に対し、具体的な方策を示して指導することが望ましい。

イ 文書管理

ある地方防衛支局において、文書管理者が行政文書の破棄に立会いする者を指定していなかった。

この事例や第3の3(1)ケにおいて述べた事例に見られるように、一部の地方防衛局等においては、文書管理者等の関係法令・規則についての知識やこれらを遵守する意識が必ずしも十分でない状況が認められた。

したがって、各地方防衛局等の長は、このような状況が是正されるよう、より積極的に文書管理者等を教育・指導する必要がある。

ウ 個人情報保護

ある地方防衛支局において、全ての保護管理者が非常時における対応 措置を定めていなかったほか、面談した職員のほとんどが保有個人情報 の管理に事故があった場合に採るべき措置について承知していなかった。

この事例や第4の3(2)において述べる事例に見られるように、一部の地方防衛局等においては、保護管理者等の関係法令・規則についての知識やこれらを遵守する意識が必ずしも十分でない状況が認められた。

したがって、各地方防衛局等の長は、このような状況が是正されるよう、より積極的に保護管理者等を教育・指導する必要がある。

エ 職員の意識

各地方防衛局においては、法令遵守に係る教育について、中央からの指示により実施しているものはあっても、主体的・積極的な取組は確認できなかった。また、教育以外についても、中央からの具体的な指示が特にないことを理由に、職員の法令遵守の意識向上のための取組に消極的な傾向が認められた。

各地方防衛局は、防衛大臣の直接の指揮監督を受けて、防衛省の所掌

事務の一部を分掌していることを十分認識し、職員の法令遵守の意識向上に向けてより主体的・積極的に教育等に取り組むことが望ましい。

オ 地方防衛局に対する指導・監督の在り方

(ア) 中央の関係部署の連携

地方防衛局の管理及び運営一般に関することについては、地方協力局が所掌している一方、個々の業務については、中央のそれぞれの主管部署が各地方防衛局等を指導・監督している。

このため、例えば、同じ公共工事及び建設コンサルタント業務の契約であるにもかかわらず、各地方防衛局等の調達部が担当しているものについては主管部署である装備施設本部から通知文書が出ている一方、企画部及び管理部が担当しているものについては中央のいずれの主管部署からも通知文書が出ていないという状況が生じている。

各地方防衛局等の業務に関し、中央から統一・整合的な指導・監督 が行われるよう、中央の関係部署が密接に連携を取ることが望ましい。

(イ) 地方防衛支局に対する指導・監督

上記イ及びウに述べた事例から、地方防衛支局においては、職員の 法令・規則に関する知識及び法令遵守に係る意識が不十分である状況 がうかがわれる。その原因として、人員規模等の制約から地方防衛支 局自身で法令遵守に係る教育を行う態勢を十分確保することが困難な ことや、中央及び地方防衛局による地方防衛支局に対する指導・監督 が不十分であることが考えられる。

各地方防衛支局に対する法令遵守に係る指導・監督は、第一義的には当該地方防衛支局が置かれている地方防衛局が責任をもって行うべきであるが、上記エに述べた状況をも踏まえると、地方防衛局のみに任せることなく、中央の関係部署も積極的に協力・支援を行うことが望ましい。

4 今後の予定

「法令遵守の意識・態勢」については、平成25年度においても監察を継続する。

その際、自衛隊に対する監察は、引き続き陸上自衛隊に重点を置いて実施する。

第4 個人情報保護の状況

1 概要

平成23年度に引き続き、個人情報保護について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令(平成17年防衛庁訓令第33号)等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているかという観点から、各機関等に対し監察を実施した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

平成24年度においては、これまでの定期防衛監察結果を受け、特に、 内部部局及び各幕僚監部の担当部署が個人情報保護の意識を高めるために 行っている取組の成果が、各機関等においてどのように現れているのかに ついて、監察を実施した。

(2) 実地監察の概要

ア 対象機関等

「法令遵守の意識・態勢」と同じである。

イ 内容

隊員・職員との面談及び現場等の確認を行った。

ウ 延べ日数・人数

「法令遵守の意識・態勢」と同じである。

3 監察の結果

(1) 全般

平成23年度報告において述べたように、各機関等における個人情報保護の意識を高め、個人情報の管理体制を改善するため、内部部局及び各幕僚監部が幾つかの取組を行っていた。

しかしながら、平成24年度に実地監察を受けた多くの機関等において も、依然として個人情報保護に係る基本的事項について不具合が認められ るなど、個人情報保護の意識や保有個人情報等の管理体制が顕著に改善し ている状況はうかがわれなかった。

(2) 各機関等における個人情報保護の状況

ア 管理体制

多くの機関等において、個人情報の管理業務が保護責任者補助者又は それ以下のレベルの職員・隊員任せになっており、機関等の保護管理総 括担当部署も各部署における管理状況を必ずしも十分に把握していない 状況が認められた。 イ 個人情報ファイル及び保有個人情報(以下「個人情報ファイル等」という。)の管理

以下のように、個人情報ファイル等の管理について不適切な事例が数 多く認められた。

① 個人情報の標記の表示

地方防衛局等を含む一部の機関及び自衛隊の多くの部隊等において、 個人情報ファイル等が記録された紙媒体及び電磁的記録媒体の中に個 人情報の標記が表示されていないものがあった。

- ② 管理台帳等の整備
 - 一部の地方防衛局等及び自衛隊の一部の部隊において、保有個人情報管理台帳や個人情報ファイル簿が作成されていなかったり、作成されていても記載漏れがあったりした。
- ③ 個人情報ファイル等へのアクセス制限
 - 一部の地方防衛局等及び自衛隊の一部の部隊において、個人情報ファイル等を記録した紙媒体を鍵のかかる容器に保管していない事例や、情報システム内に電磁的に保管されている個人情報ファイル等についてパスワード等による保全措置を講じていない事例が認められた。
- ④ 保有個人情報の部外への送付

自衛隊の一部の機関等において、保護管理者の許可を得ることなく、個人情報を記載した文書を部外に送付していた事例や、保有個人情報を記載した文書を部外に送付し、その写しを保管しているにもかかわらず、複製・送付の事実を管理台帳に記載していなかった事例が認められた。

- ⑤ 個人情報の利用目的の明示
 - 一部の部隊等において、部外者の個人情報や隊員の医療情報の取得に関し、相手方に対して利用目的が明示されていないおそれのある状況が認められた。

また、自衛隊の一部の部隊の医務室において、インフォームド・コンセントに基づいた患者に対する医療の説明が確実に行われていないおそれのある状況が認められた。

- ⑥ 保有個人情報の不正使用
 - 一部の機関等において、緊急連絡用に登録された女性職員・隊員の 私用携帯電話番号等が、不正な目的で使用されていた。
- ウ 保有個人情報の取扱いに係る業務の委託

多くの機関等において、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託するに当たって、契約の中に個人情報保護に係る特約条項を盛り込んでいなかったり、盛り込んでいても内容に一部不備があったりといった状況が認められた。

この点については、平成22年度報告において指摘したにもかかわらず、一部の幕僚監部が作成した教育資料には反映されていなかったほか、各部隊等に対し誤った指導を行っていた幕僚監部もあった。

工 評価

以上のように、平成24年度に監察を受けた機関等においては、依然として、保有個人情報等の管理体制が必ずしも十分に機能しておらず、 平成23年度までの監察において指摘された基本的事項について、依然 として不備が多く認められるなど、内部部局及び各幕僚監部による取組 の成果が現れているとは言い難い状況であった。

したがって、このような現状を踏まえ、内部部局及び各幕僚監部は、各機関・部隊における個人情報保護の意識や保有個人情報等の管理体制を速やかに改善するため、単なる通知文書等による注意喚起にとどまることなく、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を講ずることが望ましい。

4 今後の予定

平成25年度においては、法令遵守の意識・態勢に関する監察において、「個人情報保護の状況」の観点も含めて監察を実施する。

第5 情報漏えい等の未然防止

1 概要

平成23年度に引き続き、情報漏えい等の未然防止のため、自衛隊法(昭和29年法律第165号)等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているかという観点から、各機関等に対し監察を実施した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

近年、情報漏えい等事案を生起させた部隊等及び情報漏えい等の未然防止について隷下部隊を指導監督する立場にある上級司令部等を対象に、過去の情報漏えい等事案を教訓として、同種事案の再発防止のために具体的にどのような取組を行っているかについて監察を実施した。

(2) 実地監察の概要

ア 対象機関等 別紙第5のとおりである。

イ 内容

隊員・職員との面談及び現場等の確認を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は75日、面談相手の延べ人数は480名である。

3 監察の結果

(1) 過去の事案を教訓とした再発防止の取組状況

陸上自衛隊のある部隊においては、情報保全に係る隊員の意識の高揚を図るため、平成24年度から、秘密保全、情報保証、文書管理及び個人情報保護に係る検査を併せて、その結果を採点により総合評価するとともに、保全テストを実施して各隊員の理解度を評価した上で、成績優秀な隷下部隊の担当者等に対し部隊長から褒賞を授与するという独自の取組を始めていた。

他方で、過去に情報保全に係る問題事案が生起した一部の地方防衛局等 及び自衛隊の部隊等において、以下のようにじ後の対応が適切でない事例 が認められた。

- ① 事案発生後に部内に注意喚起の文書を発簡したほかは、具体的な再発 防止の取組が確認できなかった。
- ② 同一年度中に事案が続発したにもかかわらず、その教訓が次年度の保全計画に全く反映されていなかった。
- ③ ある隷下部隊で生起した事案が他の隷下部隊に周知されず、教訓とし

て十分活かされていなかった。

④ 事案発生を受けて定めた再発防止策が、僅か2年ほどのうちに実施されなくなっていた。

過去に情報漏えい等事案を生起させた部隊等は、初めに述べたような独自の取組の例も参考にしつつ、当該事案の教訓を一過性のものとすることなく、自らの部隊等における同種事案の再発防止に向けて、積極的かつ継続的に取り組んでいくことが望ましい。また、こうした部隊等を指導・監督する立場にある上級司令部等は、当該部隊等はもとより、それ以外の部隊等においても事案の教訓が活かされるよう、情報共有及び注意喚起を行う等により反復・継続的に指導していくことが望ましい。

(2) 大臣指示を受けた対応

自衛隊における一連の情報流出事案を受け、平成19年に出された情報流出防止に係る隊員に対する指導の実施に関する防衛大臣指示(防衛大臣指示第18号。平成19年5月15日)により、上官は、部下に対する個別面談を毎年1回以上実施し、その中で情報流出防止に係る指導を行うこととされている。

また、情報漏えい事案等の未然防止に向けた諸対策の更なる徹底について(防防調第14064号。22.11.12)に記されているように、平成22年に生起した尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件のビデオ映像流出事案を踏まえ、上記大臣指示の内容を含め、現在実施することとされている各種の対策を確実かつ継続的に推進することにより、情報漏えい・流出事案の根絶に一層努めるよう、防衛大臣から改めて指示がなされたところである。

それにもかかわらず、自衛隊の幾つかの部隊等において、上官による部下に対する個人面談において、情報流出防止に係る指導を行っていない疑いのある状況が認められた。また、平成22年の防衛大臣からの指示についても、その重要性が必ずしも十分に理解されず、上級司令部から末端の部隊等への周知が不十分な状況が認められた。

このような状況は、情報漏えい等の未然防止に対する意識の低さをうかがわせるものであり、問題と言わざるを得ない。

したがって、各幕僚監部は、各級の部隊指揮官及び管理者が、平成19年及び平成22年の防衛大臣からの指示の重要性を十分認識し、各部隊等において情報漏えい等の未然防止に向けた諸対策により真摯に取り組むよう、改めて指導する必要がある。

(3) 関連規則の遵守状況

隊員の海外渡航時の情報保全の確保等を図るために定められている関連規則が各機関等に十分周知されておらず、一般旅券の確認や海外渡航後の報告が規則どおり行われていない状況が、各自衛隊において広く認められ

た。

このような状況は、情報漏えい等の未然防止の観点からも好ましくないことから、各幕僚監部は、各部隊等に対し改めて関連規則を周知徹底する必要がある。

(4) その他

平成23年度報告では、「個人情報保護の状況」の項において、内部部局において、職員が個人情報をパスワードの設定なしに電子メールで送付するという不適切な事例が増加しているにもかかわらず、再発防止のための情報共有及び注意喚起が行われていなかったことを指摘した。

平成24年度の監察でも、自衛隊の一部の部隊等において、同様の不適切な事例について情報共有及び注意喚起が十分に行われず、再発防止に全く活かされていない状況が認められた。

このような状況は、情報漏えい等の未然防止の観点から好ましくないことから、内部部局及び各幕僚監部は、こうした情報保全上不適切な事例に係る情報を広く共有し、再発防止に活用する仕組みを検討することが望ましい。

4 今後の予定

平成25年度においては、法令遵守の意識・態勢に関する監察において、 「情報漏えい等の未然防止」の観点も含めて監察を実施する。

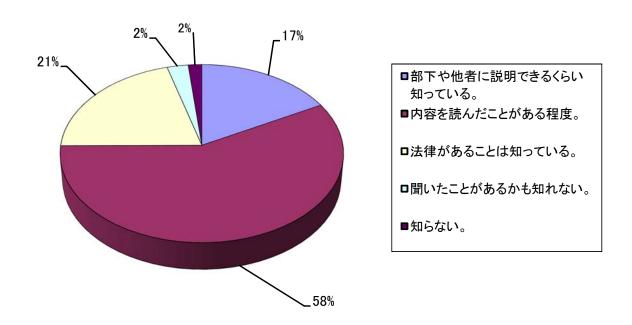
アンケート実施対象機関等 (入札談合防止)

対象機関等(回答者数)			
陸上自衛隊	東北補給処(241)		
(274)	中央会計隊(33)		
海上自衛隊	大湊地方隊(237)		
(459)	舞鶴地方隊(222)		
航空自衛隊	第3航空団(265)		
(500)	中部航空警戒管制団(178)		
	航空中央業務隊(57)		
自衛隊中央病院(135)			
技術研究本部	陸上装備研究所(87)		
(87)			
北関東防衛局(142)			
合 計(1,597)			

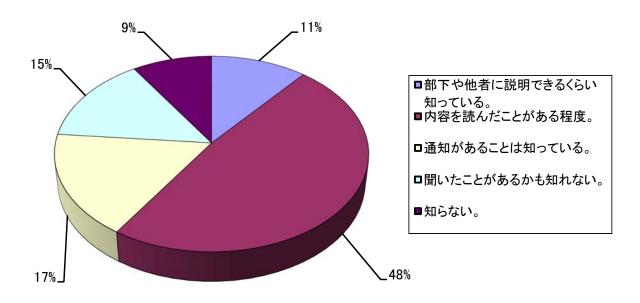
アンケート結果の概要 (入札談合防止)

1 法令等の理解度

(1) あなたは、入札談合に関する法律の内容について知っていますか。

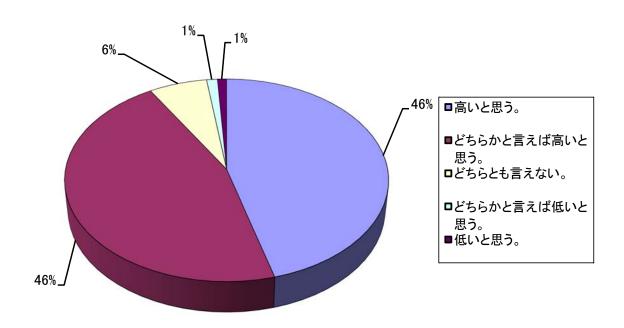


(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達の適正化について」等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。



2 入札談合防止に対する職員の意識

あなたの職場における職員の入札談合の防止に対する意識についてどう思いますか。



実地監察の対象機関等(入札談合防止)(平成22年度以降)

年度	対象機関等		
	陸上自衛隊	東北補給処	
		中央会計隊	
	海上自衛隊	大湊地方隊	
		舞鶴地方隊	
2 4	航空自衛隊	第3航空団	
		中部航空警戒管制団	
		航空中央業務隊	
	自衛隊中央病院		
	技術研究本部	陸上装備研究所	
	地方防衛局	北関東防衛局	
	陸上自衛隊	関西補給処	
		九州補給処	
2 3	海上自衛隊	補給本部	
		航空補給処	
		佐世保地方隊	
	航空自衛隊	第2補給処	
	技術研究本部	内部部局	
	防衛医科大学校		
	陸上自衛隊	補給統制本部	
		関東補給処	
	海上自衛隊	横須賀地方隊	
		艦船補給処	
2 2	航空自衛隊	第3補給処	
		第4補給処	
	地方防衛局等	北海道防衛局、帯広防衛支局	
		近畿中部防衛局、東海防衛支局	
		九州防衛局、熊本防衛支局	

実地監察の対象機関等(法令遵守の意識・態勢、個人情報保護の状況)

	対象機関等
陸上自衛隊	東北方面総監部
	同付隊
	東北方面会計隊
	東北方面音楽隊
	仙台駐屯地業務隊
	東部方面総監部
	同付隊
	東部方面通信群
	東部方面会計隊
	東部方面音楽隊
	朝霞駐屯地業務隊
	第10師団
	守山駐屯地業務隊
	第408会計隊
	第 5 旅団
	帯広駐屯地業務隊
	第374会計隊
	第14旅団
	善通寺駐屯地業務隊
	第348会計隊
	第1~リコプター団
	木更津駐屯地業務隊
	第428会計隊
	中央輸送業務隊
海上自衛隊	第5航空群
	徳島教育航空群
	開発隊群
航空自衛隊	第6航空団
	第3術科学校
	第13飛行教育団
	航空教育集団司令部
	第1航空団
	教材整備隊
情報本部	
自衛隊地方協力本	:部 自衛隊大阪地方協力本部

地方防衛局等	北海道防衛局
	帯広防衛支局
	東北防衛局
	南関東防衛局
	近畿中部防衛局
	東海防衛支局
	中国四国防衛局
	九州防衛局
	熊本防衛支局
	沖縄防衛局

実地監察の対象機関等(情報漏えい等の未然防止)

対象機関等		
陸上自衛隊	第12旅団	
	相馬原駐屯地業務隊	
	第406会計隊	
	研究本部	
海上自衛隊	第2航空群	
	開発隊群	
	システム通信隊群司令部	
	中央システム通信隊	
	保全監査隊	
航空自衛隊	小松管制隊	
	航空支援集団司令部	
	航空気象群本部	
	飛行開発実験団	
技術研究本部	電子装備研究所	
	先進技術推進センター	